

第	3	次			
東	松	山	市		
環	境	基	本	計	画



はじめに



私たちのまち東松山市は、比企丘陵のみどりと清流の織り成す自然に抱かれながら、いのちを育み、歴史と文化を培ってまいりました。この豊かな自然を守るため、これまで市民、事業者の皆様とともに様々な施策を進めてきたことにより、本市の自然環境はおおむね良好に保たれています。

しかしながら、近年では都市化の進展などに伴って身近な自然との結びつきは実感されにくくなっています。また、記録的な猛暑や集中豪雨、台風の大型化など、地球温暖化の影響と考えられる異常気象により、世界各地で様々な自然災害が頻発しているほか、生物多様性の減少・喪失など地球規模での環境問題が増大しており、本市も例外ではありません。

こうした課題を解消するためには、私たち一人ひとりが、美しく豊かな自然環境のもとに自らの暮らしが成り立っていることを強く認識し、身近な自然環境、さらにはかけがえのない地球環境を守り、次世代に引き継いでいくため、行動を起こしていくことが最も重要です。

この度、環境に配慮した行動を実践し、持続可能なまちづくりに向けた新たな指針として第3次環境基本計画を策定しました。

今後は、本計画実現に向けて、市民の皆様や事業者の方々と協働しながら総合的かつ計画的に取組を進めてまいります。

結びに、環境審議会や環境基本計画市民推進委員会の皆様をはじめ、本計画策定に御尽力いただきました関係者の皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の実現になお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。

2021年4月

東松山市長 森田 光一

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
(1) 対象地域	3
(2) 対象とする範囲	3
5. 計画の構成	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 本市の地域概況	5
(1) 地勢と位置	5
(2) 人口及び世帯数	6
(3) 地形	6
(4) 土地利用	7
(5) 気候	9
(6) 生物多様性	9
(7) 河川水質	11
2. 社会的背景	12
(1) 気候変動と温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結	12
(2) 廃棄物に関する問題	14
(3) 生物多様性保全に向けた動向	15
(4) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標：SDGs)	16
(5) 災害や新型ウイルスの流行を契機とするライフスタイルの変化	17
3. 環境に関するアンケート調査結果(概要)	18
4. 第2次計画における指標達成状況一覧	20
5. 第2次計画の定性評価	21
6. 第2次計画から第3次計画への変遷について	24
第3章 計画の目標	25
1. 基本理念	25
2. 環境目標・施策の体系	26
第4章 目標実現のための取組	28
環境目標 I 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち《東松山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》 ..	28
(1) 温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組	28
(2) 計画の基本的事項	29
(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	30
(4) 削減目標の設定と削減対策	31
(5) 現状と課題	34
(6) 基本施策(目指すべき方向性)	35
(7) SDGsとの関連性	36
(8) 行政、市民、事業者の取組	37
(9) 市民プロジェクトの取組	39
(10) 成果指標	39

環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち	41
(1) 現状と課題	41
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	42
(3) SDGsとの関連性	43
(4) 行政、市民、事業者の取組	44
(5) 市民プロジェクトの取組	46
(6) 成果指標	47
環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち	48
(1) 現状と課題	48
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	49
(3) SDGsとの関連性	50
(4) 行政、市民、事業者の取組	51
(5) 市民プロジェクトの取組	54
(6) 成果指標	54
環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち	55
(1) 現状と課題	55
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	56
(3) SDGsとの関連性	57
(4) 行政、市民、事業者の取組	58
(5) 市民プロジェクトの取組	61
(6) 成果指標	61
環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち	62
(1) 現状と課題	62
(2) 基本施策（目指すべき方向性）	63
(3) SDGsとの関連性	64
(4) 行政、市民、事業者の取組	65
(5) 市民プロジェクトの取組	68
(6) 成果指標	68
第5章 計画の推進体制・進捗管理	69
1. 推進体制	69
2. 進捗管理	70
3. 財源の確保と市民プロジェクトへの支援	70
資料編	71
1. 策定経過	72
2. 東松山市環境審議会	73
3. 東松山市環境審議会委員	74
4. 東松山市環境基本計画の推進に関する協定書（策定に関する協定書）	75
5. 東松山市環境基本計画市民推進委員会委員	78
6. 環境基本計画策定ワーキング・グループメンバー	79
7. 用語の解説	80

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の目的

東松山市環境基本計画は、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第8条に基づき、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を総合的かつ計画的に推進することを定めたものです。

本市では、1997年に「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」を施行し、1999年には、『安心して暮らせる自然豊かなまち東松山』を目指し、第1次東松山市環境基本計画（以下、「第1次計画」といいます。）を策定しました。

第1次計画の策定が契機となり、環境をテーマとする市民活動団体や事業者との協力・連携による「東松山市環境みらいフェア」の開催などに取り組み、市民活動団体と市との協働体制として、「環境まちづくりパートナーシップ協定」の締結に発展しました。

第1次計画の期間中に取り組んだ環境施策の成果と課題を踏まえ、2009年には、協定の市民活動団体を中心とした環境基本計画市民策定委員会を設置し、多くの市民の参画・協働を経て、2011年に『自然と人が支えあう「いのち」輝く 笑顔つながるまちづくり』を基本理念として掲げた第2次東松山市環境基本計画（以下、「第2次計画」といいます。）を策定しました。

第2次計画では、“市民が主体的に考え、実践できること”を、市民プロジェクトとして、市民と行政が協力して、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、本市は、2011年度に埼玉県より「環境みらい都市」、2012年5月には埼玉エコタウンプロジェクト実施市に指定され、再生可能エネルギーの率先活用など、エコタウンとして先進的な取組を進めています。

一方、第2次計画策定以降の国際的な動向に目を向けると、地球温暖化による気候変動やそれに伴う大規模災害、生物多様性に関する危機、海洋プラスチック問題など、環境問題の深刻さが増すなか、2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全ての国に対して「持続可能な17の開発目標」（SDGs）が示され、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していくことが求められました。

このように、第2次計画の期間中に取り組んだ環境施策の成果と課題を踏まえつつ、世界規模の環境課題解消に向けた取組と、さらには生活公害などの身近な課題の多様化などへの対応を踏まえ、第3次東松山市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、市民にとって暮らしやすい東松山市を目指すとともに、一人一人が地域環境と地球環境の保全を考える、持続可能な社会を構築することを目指す指針といたします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、東松山市ごみ処理基本計画や東松山市みどりの基本計画、東松山市都市計画マスタープランなど他分野の行政計画と連携・補完しつつ、本市の最上位計画である第五次東松山市総合計画を具体化する個別計画として位置づけます。また、新たに策定する東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包し、本計画の部門別計画として位置づけます。

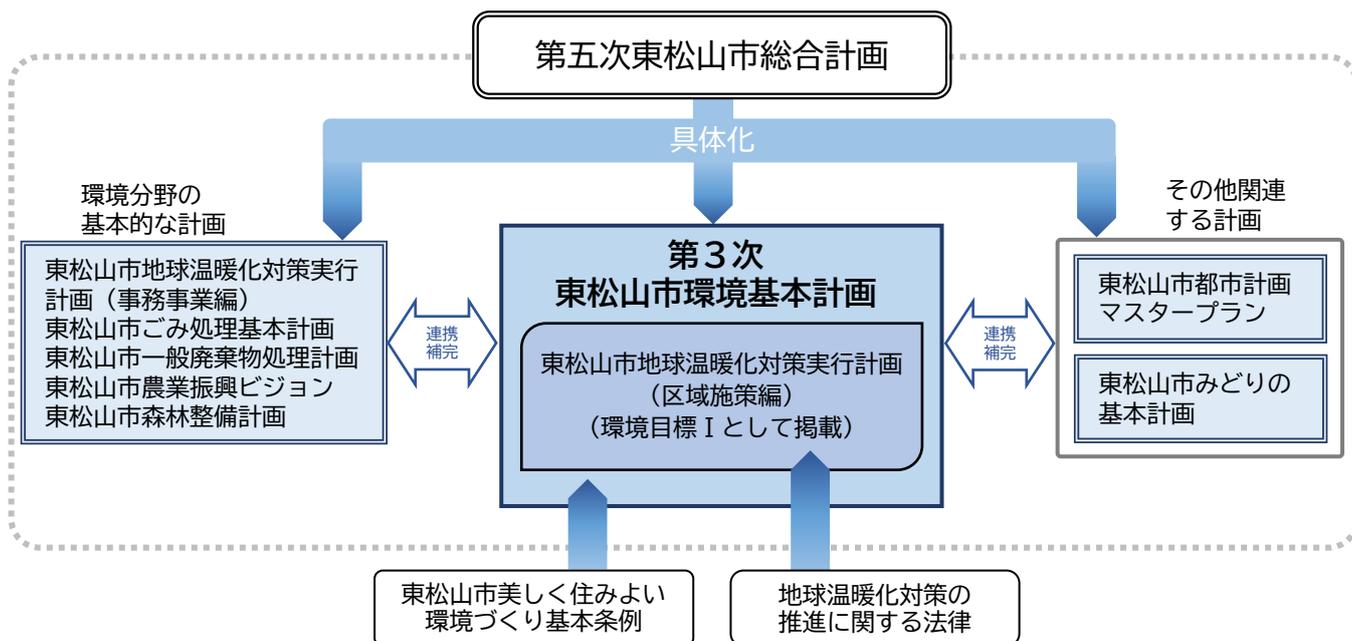


図1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、2021年4月（2021年度）から2031年3月（2030年度）までの10年間とします。

なお、生活環境や社会情勢、政策方針の変化などに対応するため、中間年度を目標として見直しを行います。

4. 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とします。また、国、県、他市町村との連携に配慮します。

(2) 対象とする範囲

本計画に関する対象範囲は、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第4条に掲げる事項を基本とし、以下の15項目とします。

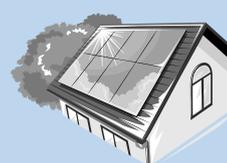
①地球温暖化対策



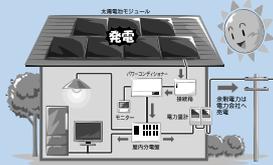
②脱炭素化



③再生可能エネルギーの普及



④創・省・蓄エネルギーの普及



⑤廃棄物・再資源化対策



⑥資源の有効利用



⑦生物多様性の保全



⑧里山・水辺環境・農地の保全



⑨典型7公害・都市生活型公害対策



⑩不法投棄対策



⑪街並みの保全



⑫環境美化



⑬実践活動の支援



⑭環境学習・教育の推進

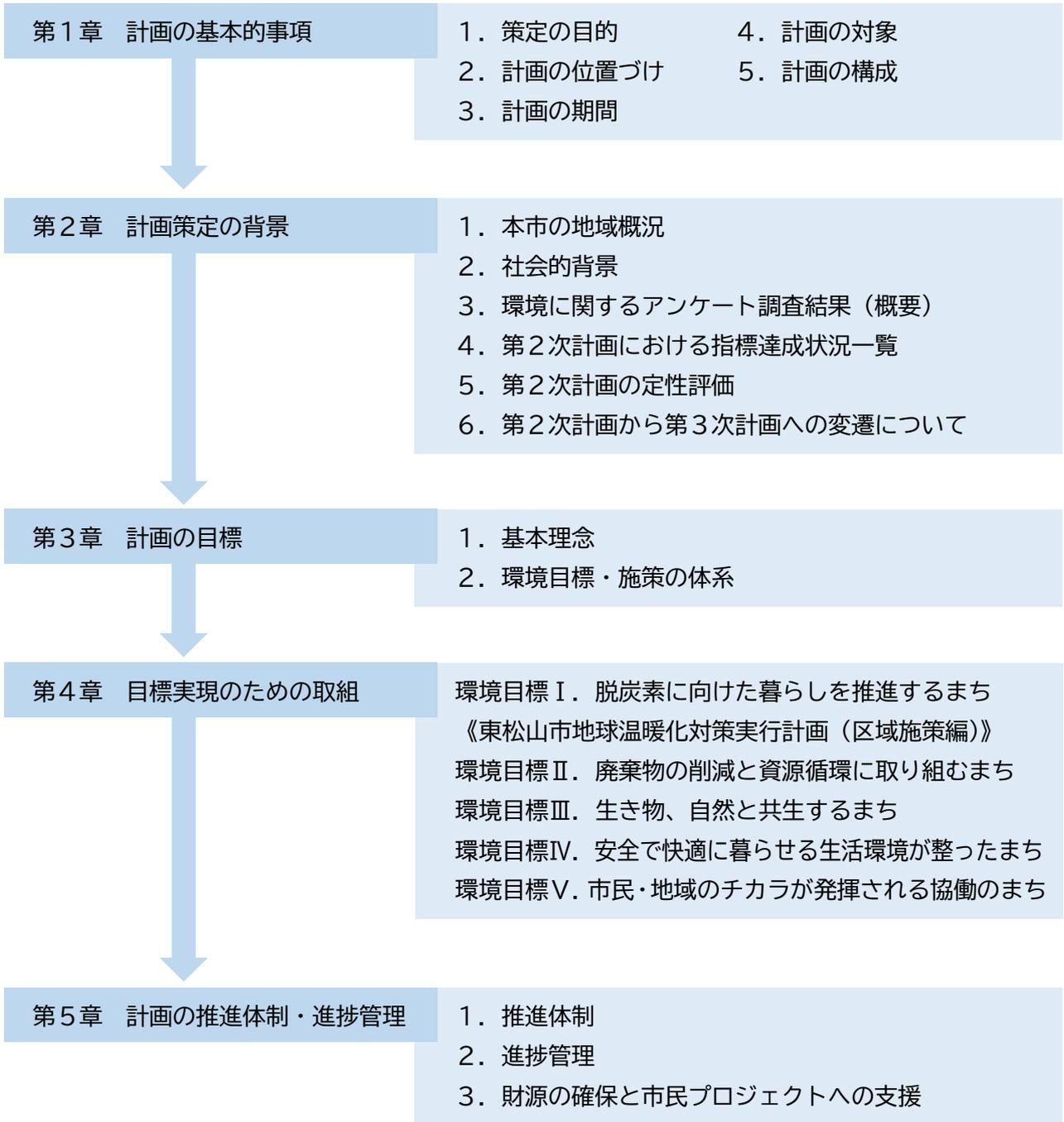


⑮協力体制の構築



5. 計画の構成

本計画は全5章で構成されています。各章で記載されている主な内容は以下のとおりです。



第2章 計画策定の背景

1. 本市の地域概況

(1) 地勢と位置

本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、東京都心から約50km圏に位置しています。みどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

交通面では、都心までおよそ1時間で結ぶ東武東上線の東松山駅と高坂駅があり、市民の通勤・通学の足として利用されています。また幹線道路は、国道254号が東西に横断するとともに、国道407号が南北を縦断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しているほか、関越自動車道・東松山インターチェンジもあり、近年は圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備が進むなど広域的な交通利便性に富んでいます。

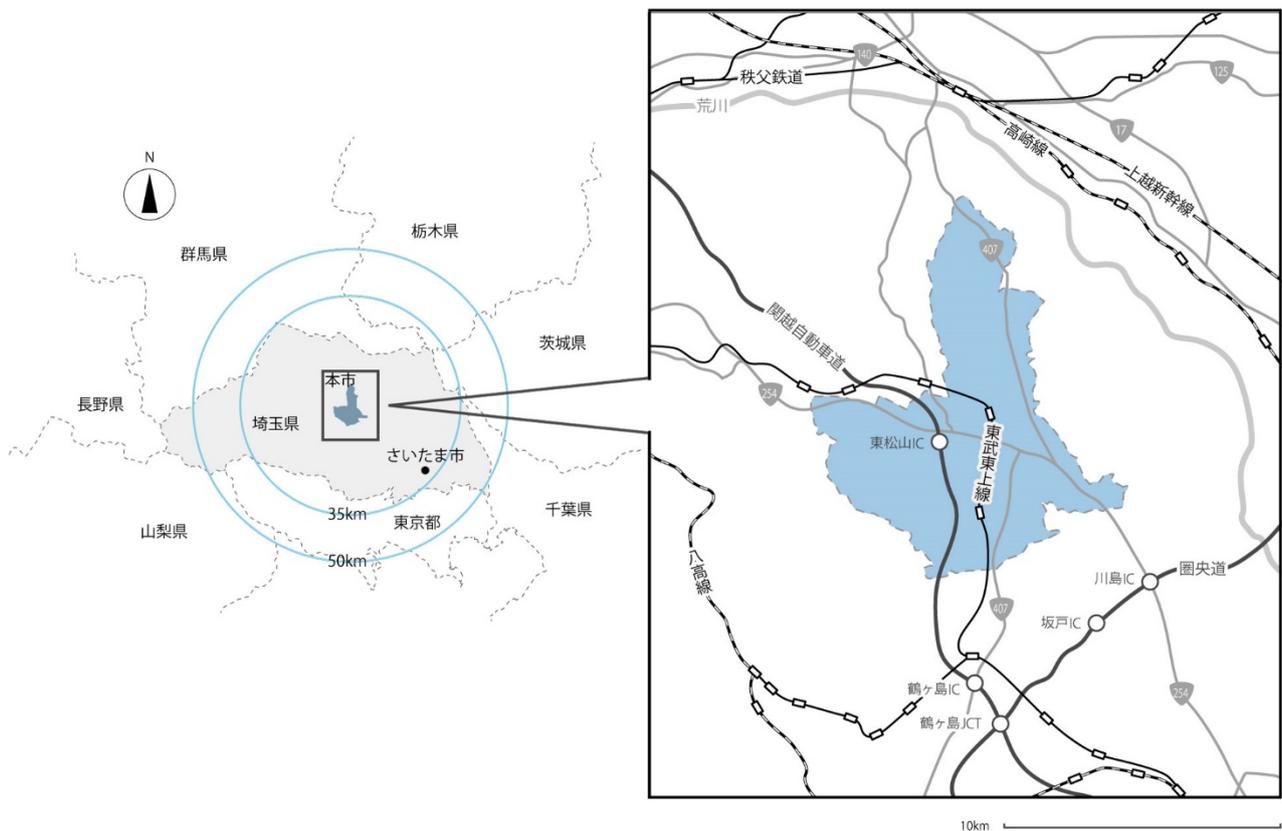


図2 本市の位置図

出典：第五次東松山市総合計画

(2) 人口及び世帯数

2019年4月現在の人口は90,207人、世帯数は40,026世帯となっています。

2011年度からの9年間で、人口は560人増加し、世帯数は4,306世帯増加しました。この9年間で、世帯数の増加が大きい傾向にあります。

年齢別では、15歳未満の割合はほぼ横ばいで、15歳以上65歳未満の人口が減少し、65歳以上の人口が増加する傾向にあり、本市でも少子高齢化が顕著に見られます。

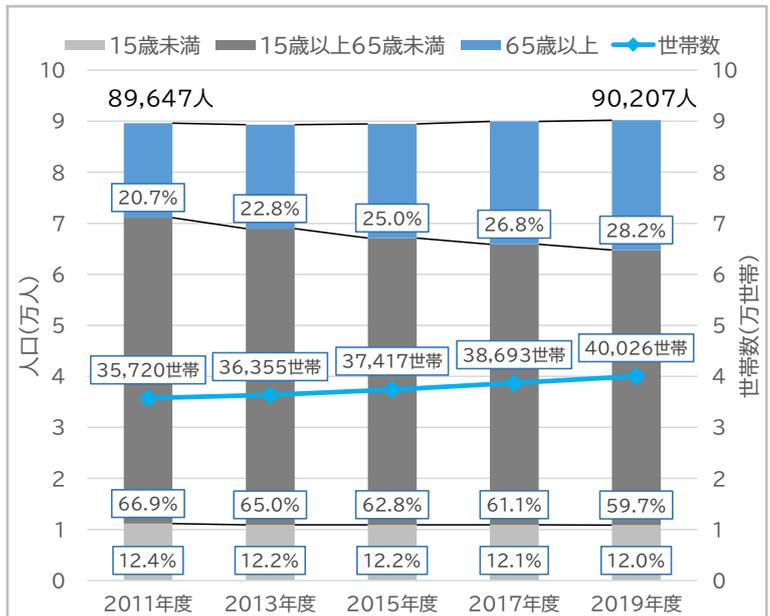


図3 人口及び世帯数の推移

数値は各年度4月1日現在
出典：市ホームページ

(3) 地形

本市は、中央部以北に東松山台地、北部に比企丘陵、南部に高坂台地と岩殿丘陵が分布し、それらの間隙を縫うように、市の北部あるいは西部から東部に向かって都幾川、市野川、越辺川などの河川が流下しています。

また、台地や丘陵地の端には谷津と呼ばれる樹枝状谷が見られます。

都幾川流域を中心に田・畑が広く分布し、山林は北部と南西部に広がっています。

埼玉県立自然公園

南西部と滑川及び市野川沿いは、県立比企丘陵自然公園に指定されており、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用増進を図ることとされています。

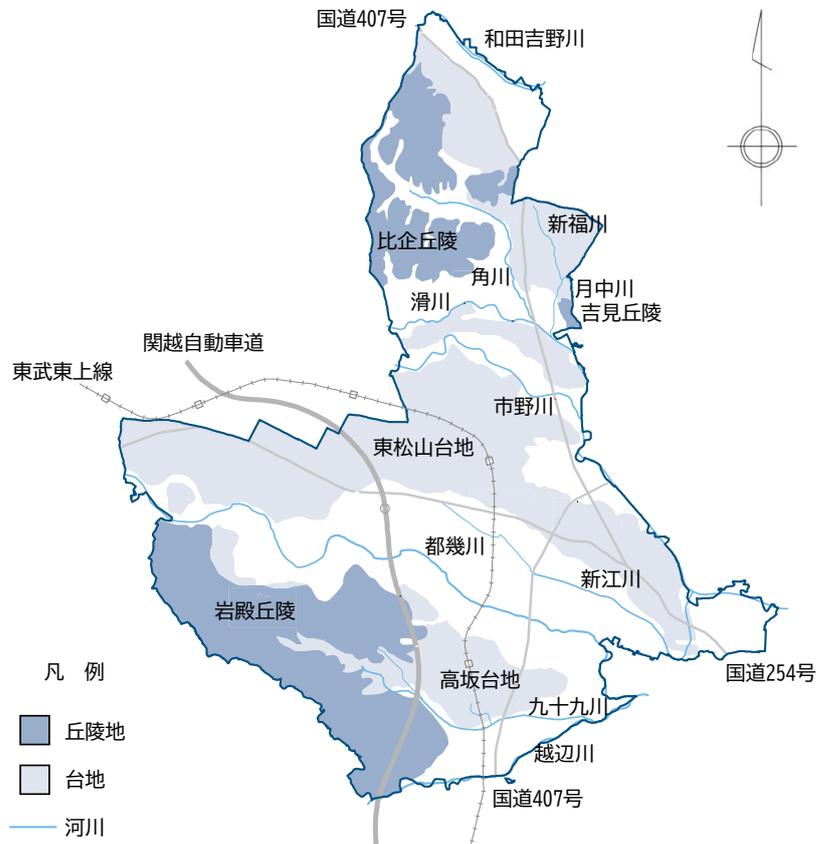
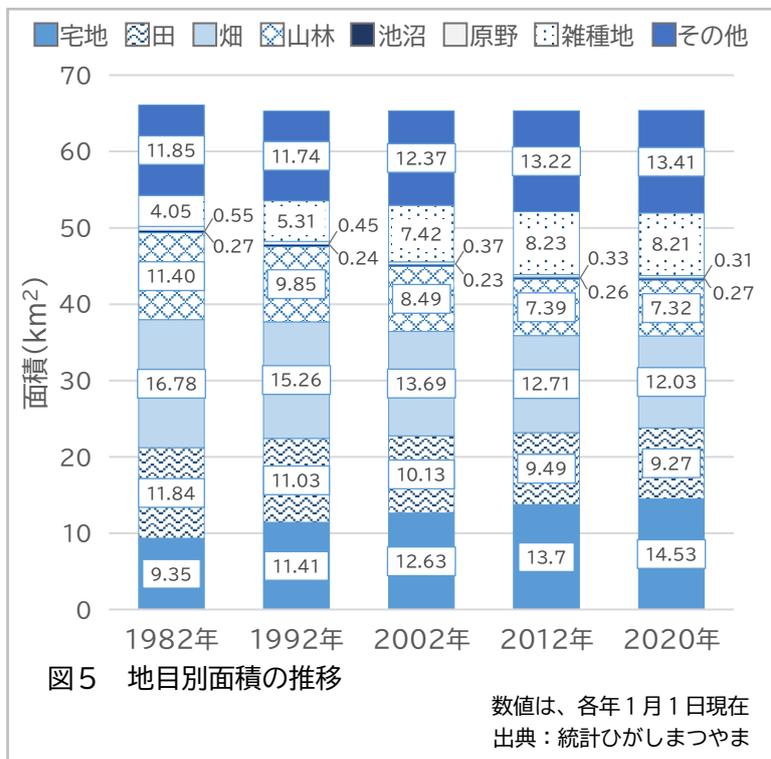


図4 本市の地形

出典：国土交通省地形分類図を基に作成

(4) 土地利用

土地利用は、2020年は宅地が最も広い面積を占めており、田・畑・山林・池沼・原野は合わせて約4割を占めています。1982年からの比較では、宅地が増加し、田・畑・山林は減少する傾向にあります。開発による宅地化が進んでいると見られます。



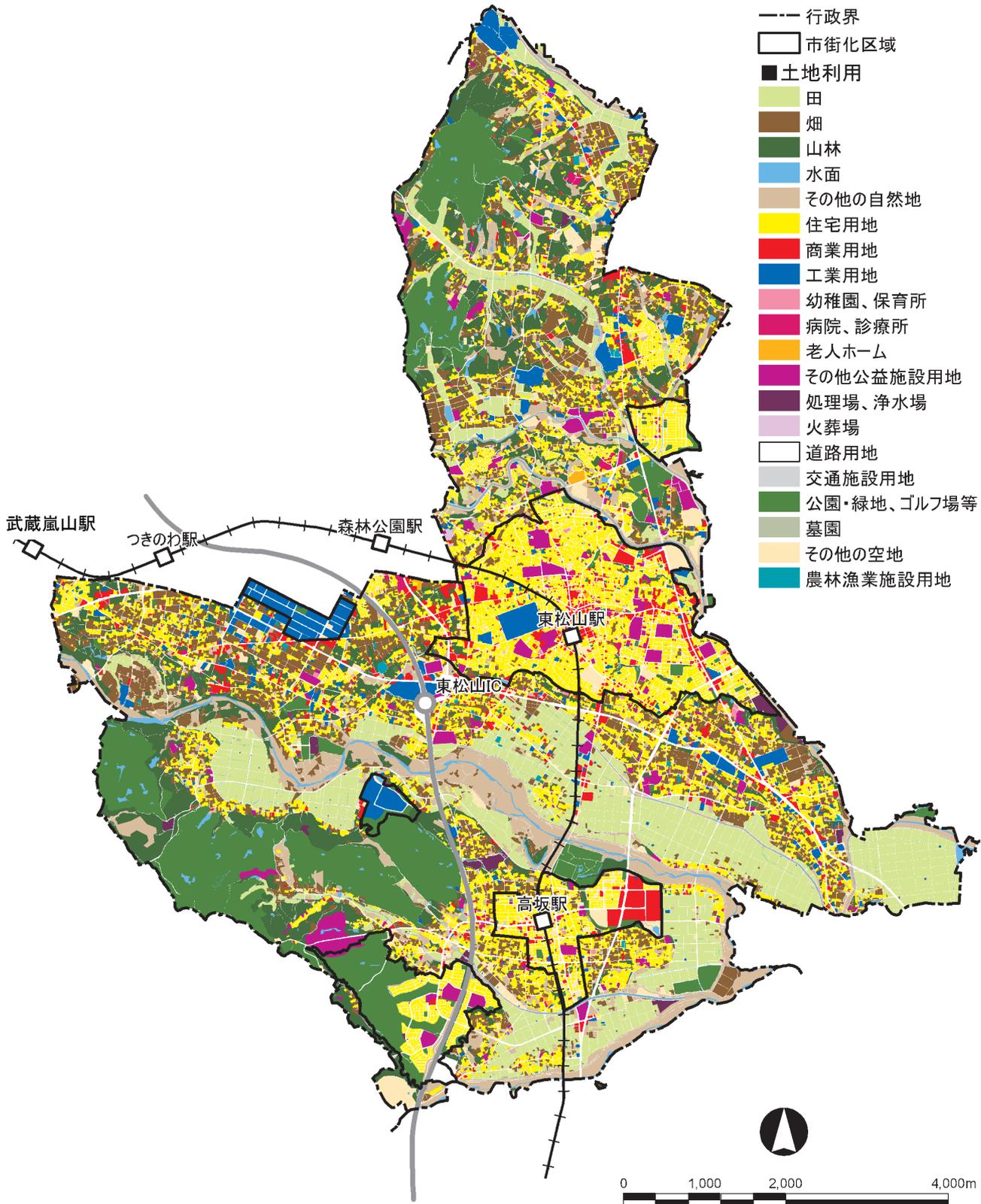


図6 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査※（基準年：平成27年）

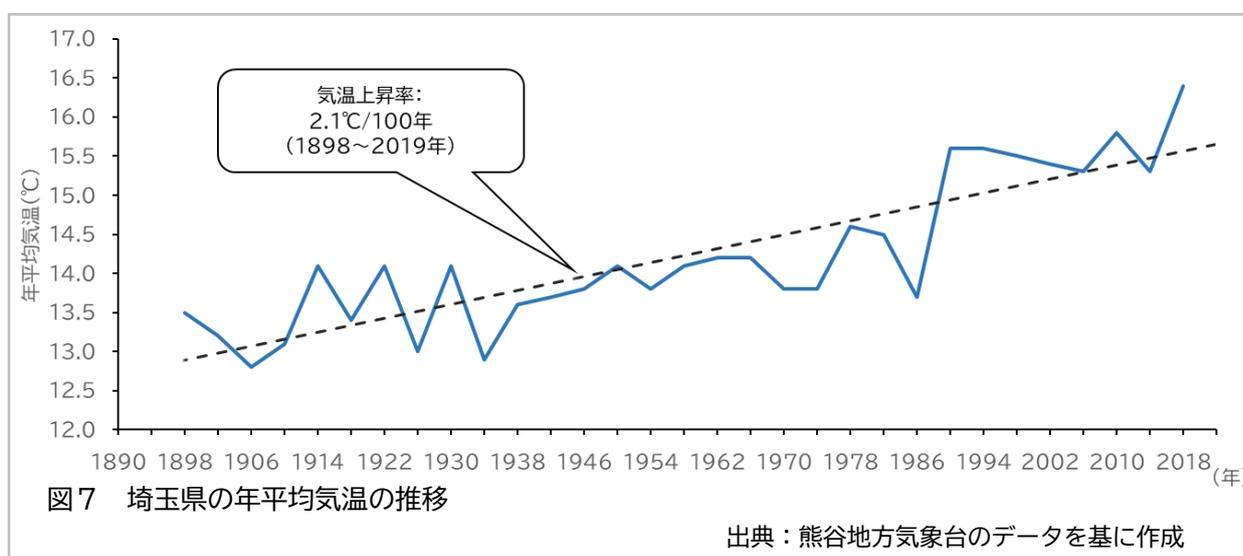
(5) 気候

本市に隣接する熊谷市では、2007年に40.9℃、2018年に41.1℃と、度々日本最高気温を更新しており、暑さが厳しくなっています。

埼玉県 の 1898 年から 2019 年 までの 年 平均 気 温 の 上 昇 率 は、100 年 に 換 算 す る と、2.1℃ となっ て い ます。特 に 1980 年 代 以 降 は 急 速 に 上 昇 し て い る こ と が わ か り ます。都 市 化 に よ る ヒートアイランド現象も重なり、日本の年平均気温よりも上昇率が高くなっています。

年間降水量及び短時間に強い雨が降る「強雨頻度」は、いずれも年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できていませんが、将来、強雨頻度が増えることが予測されています。

これらの気温上昇や強雨頻度の増加については、地球温暖化による気候変動が原因の一つと考えられ、我々の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



(6) 生物多様性

本市には丘陵地や、その間隙を流れる多くの河川があり、それらを利用する農地が広がっています。また、里山の原風景とも言えるクヌギやエノキなどの小規模な樹林地が分布し、変化に富んだ自然環境を有しています。こうした様々な自然環境が存在していることにより、多様な生態系が形成され、地域の生物多様性が保たれています。このことについては、本市教育委員会などによる市内の動植物調査記録からわかります。

ア. 丘陵地・樹林

市の北部には比丘尼山や大谷瓦窯跡があり、コナラなどの落葉広葉樹やアラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹、スギ、ヒノキなどの針葉樹などで構成されている混合林となっています。また、南西部にある市民の森も、アカマツやテーダマツを中心とした針葉樹やヤマザクラやコナラなどの広葉樹から形成されています。こうした市内の樹林には、オオムラサキやキンラン、ギンランなどの貴重な動植物が見られます。

イ. 水辺

都幾川や市野川などの河川では、オイカワやウグイなどの魚類や水生昆虫が多数生息しており、カワセミも見られます。また河川敷や中州の砂れき地では、イカルチドリが繁殖していたり、セグロセキレイが餌を探しにきたりします。ヨシやオギのある湿地ではオオヨシキリ、水路周辺の茂みにはゲンジボタルやヘイケボタルが見られるなど、水辺環境特有の生態系が形成されています。上唐子や新屋敷をはじめとするホタルの里では、地域でホタルの生息環境を守る取組が積極的に行われています。

ウ. 谷津・農地

台地や丘陵地に細かく入り組んだ谷津や市内に残る農地では、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエルなどの両生類、水路にはドジョウやミナミメダカなどの水生生物、そしてそれらを餌とするアオサギやゴイサギなどが生息しています。

特に市の南西部に位置する高坂台地に広がる谷津は周辺に形成される斜面林などとともに構成され、希少種のトウキョウサンショウウオなど多様な生き物が見られます。



オオムラサキ



カワセミ



キンラン



ホンドタヌキ

市内には各環境共通の生態系上位種であるオオタカやノスリなどの猛禽類、哺乳類ではホンドタヌキ、ニホンイタチなども確認されており、これらの生き物の存在によって、本市は豊かな生態系が形成されていることがわかります。

しかしながら、特定外来生物であるアライグマやオオキンケイギクなどの増加、農薬や殺虫剤などの化学物質の使用、人間活動による生息・生育地の減少、ライフスタイルの変化・後継者不足などによる自然環境の悪化やイノシシなどの有害鳥獣の増加、地球温暖化などが生態系へ影響を及ぼしています。そのため、希少野生動植物の保護及び特定外来生物を始めとする「侵略的外来生物」の駆除を適正に行い、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境を保全することが重要です。

参考文献 ・東松山市教育委員会, 東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物, 2020年3月
・東松山自然倶楽部, 東松山市「市民の森」の動植物リスト 2004~2014の記録, 2015年7月

(7) 河川水質

市内7河川11地点の年間BOD値（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）の平均値は以下のとおりです。

過去10年間では、一部で環境基準を超える河川もありますが、合流する市野川、都幾川、越辺川では環境基準※に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

また、「くらかけ清流の郷」上流部（都幾川月田橋）における水質調査においても、水浴場として環境基準※に適合しており、おおむね良好な水質が維持されています。

表1 市内河川の年間BOD平均値

単位：mg/l

河川名	調査地点	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	環境基準
滑川	① 上橋	3.2	2.2	1.8	3.2	3.3	2.4	4.0	3.4	3.4	3.0
	② 不動橋	3.2	3.3	3.8	4.3	3.2	2.8	5.2	4.5	5.2	3.0
市野川	③ 西耕地	1.8	1.8	2.1	1.3	1.3	1.5	1.6	1.6	1.5	3.0
	④ 滑川合流点下流	2.6	2.4	2.3	3.0	2.1	1.5	3.3	3.1	3.6	5.0
	⑤ 新江川合流点下流	3.7	3.4	3.4	2.6	3.7	3.4	3.1	3.2	3.8	5.0
新江川	⑥ 市野川合流点上流	1.8	1.6	1.4	1.0	1.1	1.2	1.5	1.1	1.5	5.0
都幾川	⑦ 月田橋	0.8	0.5	0.7	0.6	0.7	0.2	1.2	0.7	1.1	2.0
	⑧ 早俣橋	1.2	0.3	1.6	0.8	0.9	0.3	0.7	0.8	0.6	2.0
越辺川	⑨ 都幾川合流点上流	1.4	1.0	1.1	1.0	1.0	0.7	0.8	1.1	1.0	3.0
九十九川	⑩ 越辺川合流点上流	3.5	2.8	3.4	3.1	1.8	1.5	4.3	3.2	4.1	3.0
角川	⑪ 東松平橋	1.9	2.3	1.7	2.3	2.0	1.5	4.8	2.9	12.0	3.0

※水域ごとに類型指定されるため、環境基準はそれぞれ異なる。

※網掛けは環境基準を超えてしまったもの。

※滑川、新江川、九十九川、角川については、流入先河川の環境基準の数値を準用する。



図8 水系図

2. 社会的背景

(1) 気候変動と温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結

ア. 地球温暖化と気候変動について

近年の気候の変化には人間の活動が深く関係していて、地球温暖化に最も大きく影響を与えているのは、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の増加であることがわかっています。

地球温暖化による気候変動は、猛暑日や短時間強雨の発生回数の増加などの異常気象、生態系への悪影響など、自然環境に様々な影響を及ぼす原因となります。

自然環境への影響だけにとどまらず、熱中症リスクの増加、豪雨による災害の増加、農作物の品質低下など、人間社会への影響を引き起こす原因となります。

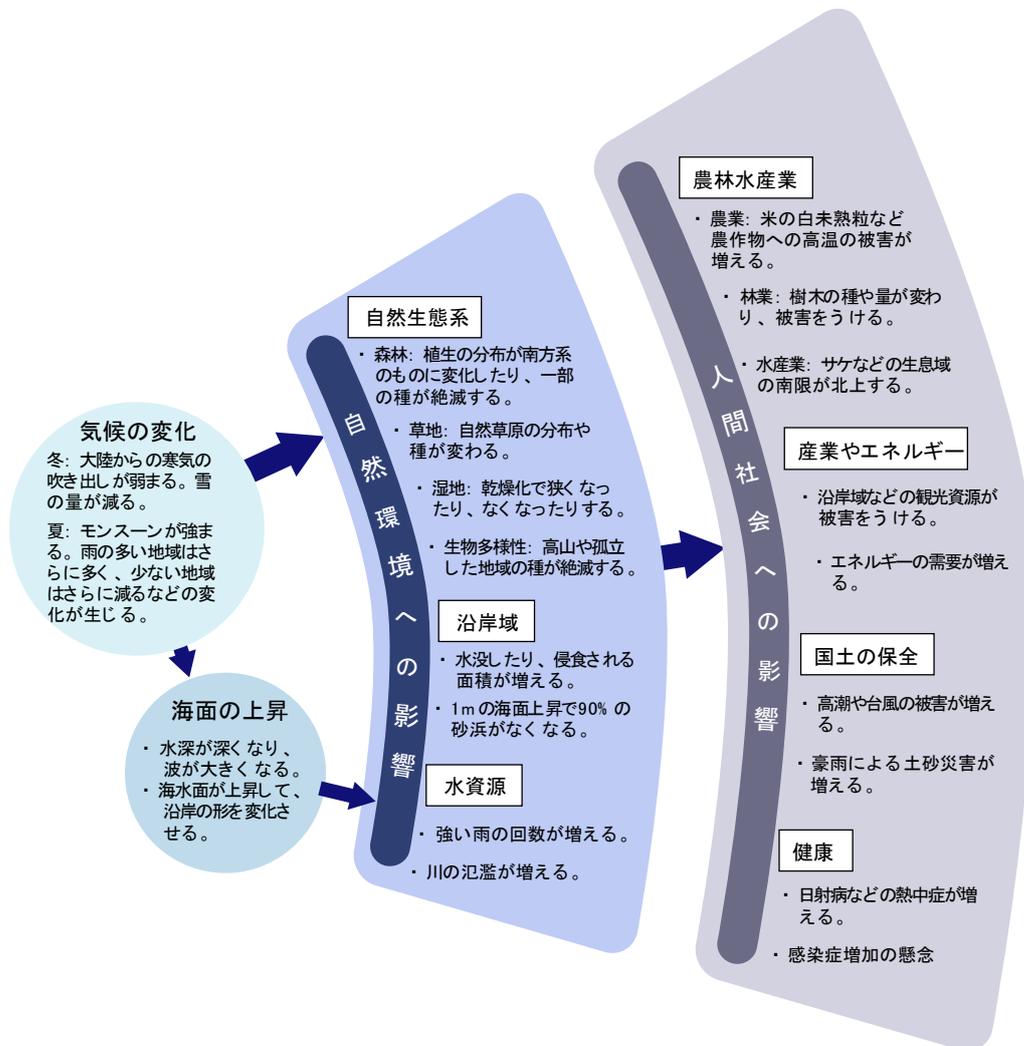


図9 温暖化影響の全体像（日本の場合）

出典：環境省 STOP THE 温暖化 2005 を改変

イ. 温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定の締結

2015年に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「平均気温の上昇を産業革命以前より2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。これは気温が2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨等のリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされているためです。

日本では、「パリ協定」に基づき、2016年に策定した「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比マイナス26%にするという削減目標を設定しています。

コラム

京都議定書からパリ協定へ

パリ協定までの経緯は1992年にさかのぼります。この年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際会議（地球サミット）」において、「気候変動枠組条約」が署名されました。

その後、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「気候変動枠組条約」に基づいて具体的なルールを決めた「京都議定書」が採択されました。

この「京都議定書」は2020年までの目標を定めたもので、「パリ協定」はそれをバトンタッチする形で2020年以降の目標を定めています。「京都議定書」と「パリ協定」では以下のような違いがあります。

「京都議定書」と「パリ協定」の違い

	京都議定書	パリ協定
採 択	COP3（1997年）	COP21（2015年）
対象となる国	約38か国とEC （主に先進国）	159か国・地域（2017年8月時点） 全ての国に求める
目標の対象期間	2008～2020年	2020年～
目標決定の主体	政府間協議により決定	各国が自主的に決定
達成義務の有無	達成義務あり	達成義務なし（レビューが必要）

大きな違いの1つに「京都議定書」は先進国のみを対象にしていたのに対し、「パリ協定」は全ての国を対象としていることが挙げられます。主要な国の目標と各国の排出量は以下のとおりです。

主要な国の温室効果ガス削減目標

中 国	2030年までにGDP当たりの排出量を2005年比 60～65% 削減
アメリカ	2019年11月に離脱を正式に表明、2021年1月に復帰する文書に署名
E U	2030年までに1990年比 40% 削減
インド	2030年までにGDP当たりの排出量を2005年比 33～35% 削減
ロシア	2030年までに1990年比 25～30% 削減
日 本	2030年度までに2013年度比 26% 削減

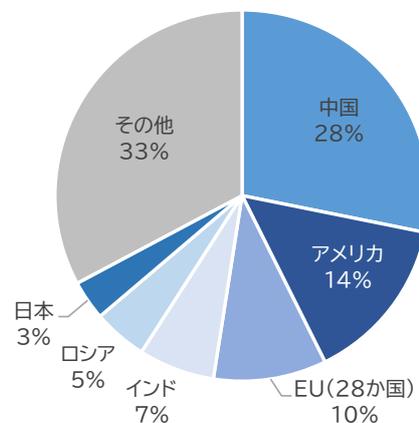


図10 2017年の各国CO₂排出量
出典)EDMC/エネルギー・経済統計要覧2020年版

(2) 廃棄物に関する問題

ア. マイクロプラスチック問題及びレジ袋有料化

近年は大きさが5mm以下のマイクロプラスチックが問題視されています。様々なプラスチック製品が環境中で太陽光や物理的な圧力により分解されて細くなり、有害物質を吸着するといわれており、生態系に悪影響を与えることが危惧されています。

2020年7月に小売店などで商品を入れるプラスチック製買い物袋（レジ袋）が有料化されましたが、この制度は有料化をきっかけにレジ袋が本当に必要かについて考え、一人一人のライフスタイルを見直すことを目的としています。

また、プラスチックの製造・廃棄に伴うCO₂の発生量削減、廃プラスチック処理量の改善、プラスチックごみの削減などに寄与することも目指しています。

イ. プラスチックごみの排出量

国内の廃プラスチック総排出量は減少傾向にありますが、本市の家庭から出るプラスチックごみの量は横ばいとなっています。プラスチックごみ削減に向けた取組が必要です。

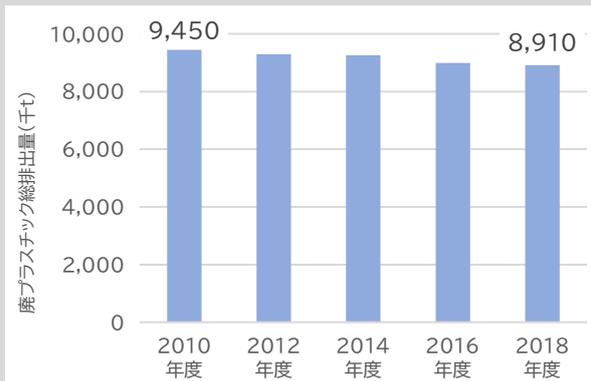


図11 国内の廃プラスチック総排出量

出典：環境省 環境統計集より抜粋

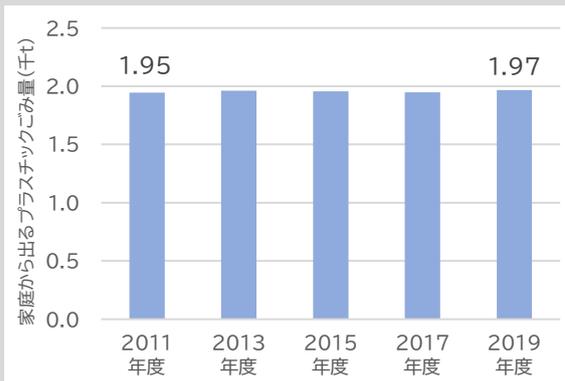


図12 東松山市の家庭から出るプラスチックごみの量

出典：東松山市クリーンセンター資料

ウ. 一人1日当たりのごみの排出量

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2017年度まで減少傾向にありましたが、事業系ごみの増加により、直近3年間は上昇傾向にあります。家庭ごみ削減への取組を継続し、事業者に対する取組を検討することが重要です。

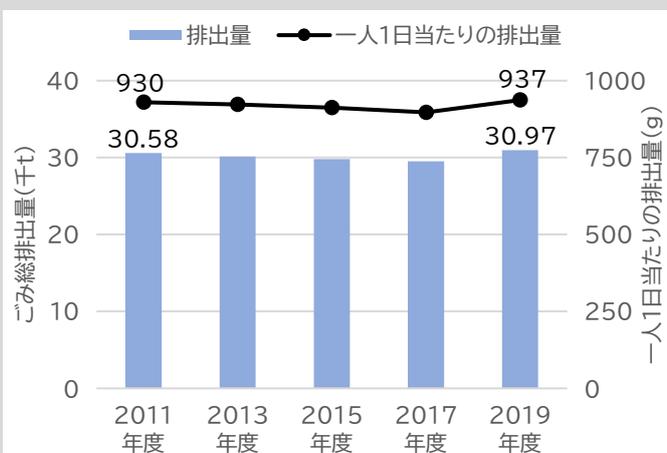


図13 一般廃棄物のごみ排出量と一人1日当たりのごみ排出量

出典：東松山市クリーンセンター資料

(3) 生物多様性保全に向けた動向

私たちヒトを含め、地球上の生き物はあらゆる環境に適応し、つながり合いながら豊かな個性を育んでいます。この生き物同士のつながりと豊かな個性、すなわち生物多様性が、食料や飼料、エネルギー、薬品や遺伝資源、健康などの多種多様な面から私たちの生活を支え、多くの恵みをもたらしています。

1992年に生物多様性条約が採択され、世界各国で生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された愛知目標が採択されました。この目標達成のため、「生物多様性及び生態系サービス※に関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」が2012年4月に設立され、世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、2008年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、2012年には愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、「生物多様性」の認知度向上や生態系ネットワーク※の整備等に取り組んでいます。

また地方自治体においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における様々な取組を進めていくことが望まれています。

本市においても、地域に生息・生育する生き物及び生態系ネットワークを意識した生息・生育環境の保全が求められます。

※生態系サービスとは、食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から私たちの生活にもたらされ、支えてくれる恵みのこと。

※生態系ネットワークとは、生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。

コラム

3つの生物多様性

生物多様性条約では、「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルで多様性があるとしており、合わせて保全することが重要となります。

生態系の多様性



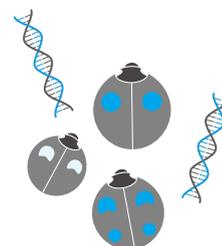
森林、里山、河川など様々なタイプの自然があること。

種の多様性



動植物、細菌など、様々な生き物がいること。

遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があること。

(4) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(持続可能な開発目標:SDGs)

2015年以降の国際的な潮流として、環境保全、経済的・社会的福祉、平和や平等を考慮した、全ての国が参加できる意欲的かつ普遍的な枠組みが求められてきました。

その流れを受けて、具体的でわかりやすく、実際の行動を促すようなアジェンダが策定され、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

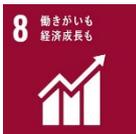
このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を掲げています。

SDGsは、5原則(普遍性・包摂性・統合性・参画性・透明性と説明責任)において取り組むことにより持続的な社会・経済価値の形成に資することができることとされており、また、1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことができるという特徴があります。

国内においては、政府内にSDGs推進本部を設置し、施策実施と国際協力の両面で取り組む体制を整え、計画達成に向け防災、保健、人権、教育、ジェンダーの分野別にそれぞれ取組が行われており、地方自治体や事業者においても目標達成への取組やSDGsの考え方の導入が進んでいます。

本市においても実際の個別事業実施段階において、SDGsの考え方を導入してまいります。

●17の目標

	目標 1[貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標 2[飢餓] 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標 3[保健] あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4[教育] 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標 5[ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う		目標 6[水・衛生] 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7[エネルギー] 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標 8[経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標 9[インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 10[不平等] 国内及び各国間間の不平等を是正する		目標 11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標 12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標 13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標 14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		目標 15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 16[平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		目標 17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる		

(5) 災害や新型ウイルスの流行を契機とするライフスタイルの変化

ア. 東日本大震災

2011年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関連する放射能の問題や発電所停止による電力ひっ迫はそれまでの市民意識を大きく変化させました。

震災後、長期間の停電や長引く計画停電等、それまで当たり前であった電力供給がなくなった場合の生活の不便さは経験したことのない不安をもたらしました。

2011年度の市民意識調査報告書では、有害化学物質による人体の影響を懸念する人が増加しました。実際には生産地や放射能濃度確認の有無が明記されるようになりました。2013年度の市民意識調査報告書では、防災・減災意識の高揚や、ボランティアに参加する人の割合が増加しました。

また、節電意識の高まりとともに、太陽光発電設備の設置数の大幅な増加や家庭用蓄電池、電気自動車の普及など、エネルギー自給を意識した生活志向が高まりました。



出典：消防庁 東日本大震災記録集

イ. 令和元年東日本台風による水害

2019年10月に上陸した令和元年東日本台風(台風第19号)は、東日本を中心に17地点で500mmを超える降水量を観測し、関東地方の7か所で瞬間最大風速40mを超える暴風となりました。市内でも越辺川や都幾川などが決壊、内水面でも広く氾濫し、浸水などの大きな被害が発生しました。

水害という地域全体を巻き込む災害時の避難所の運営、災害発生状況や避難情報の伝達手段、実際に被災した方への支援の在り方や災害ごみの処分など、解決すべき課題も多く残しました。また、地域内の連携の重要性など、災害に備えた地域活動も防災上の必要性が高まりました。

ゲリラ豪雨の増加や台風の大型化など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。



鞍掛橋 右岸側

ウ. 新型コロナウイルスの流行

2019年末、世界中で急速に感染が広がりはじめ、日本では2020年1月に初めて感染者が確認された新型コロナウイルスは、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、市民生活が大きく制限されました。感染の拡大防止策として、テレワークの増加や、3つの密(密閉、密集、密接)を回避する行動など、「新しい生活様式」が求められています。

また、外出自粛に伴い家庭ごみが増加したり、家の片付けにより粗大ごみが増加したりしています。

新しい生活様式とは

飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。



3. 環境に関するアンケート調査結果（概要）

本計画の策定にあたり、2019年度に市民、自治会、事業者、環境市民団体、小学生及び中学生を対象に環境に関するアンケート調査を実施し、環境に関する意識の傾向と環境需要を明らかにしました。アンケートの対象と回収結果、調査結果（概要）は以下のとおりです。

アンケート対象

調査対象	配布数	回収数	回収率	配布方法
市民	1,000	375	37.5%	住民基本台帳から18歳以上の個人を無作為抽出
自治会	480	437	91.0%	自治会長を通じて自治会ごとに5名ずつ配布
事業者	50	21	42.0%	市内事業所から業種比を考慮して配布
環境市民団体	20	18	90.0%	市民プロジェクト登録歴がある団体へ配布
小学生	768	746	97.1%	市内全小学校5年生へ学校を通じて配布
中学生	733	678	92.5%	市内全中学校2年生へ学校を通じて配布

※市民、自治会アンケートについては、2019年10月に発生した令和元年東日本台風による被災を受けた地域は対象から除いている。

（市民・自治会）問8 あなたは第2次東松山市環境基本計画を知っていますか。

項目	市民	自治会
1 内容を知っている	6.7%	14.6%
2 名前を聞いたことがある	24.5%	34.3%
3 知らないが、関心がある	28.5%	23.8%
4 知らない	40.0%	26.8%
5 無回答	0.3%	0.5%

※回答者における割合です

第2次計画の認知度
…50%未満
市民プロジェクトの認知度
…40%未満

（市民・自治会）問10 あなたは第2次東松山市環境基本計画の「市民プロジェクト」を知っていますか。

項目	市民	自治会
1 内容を知っている・活動団体を知っている	4.0%	8.0%
2 名称は知らないが、関心がある	15.7%	20.6%
3 名称は知っているが、内容は知らない	24.3%	26.8%
4 知らない	55.7%	42.3%
5 無回答	0.3%	2.3%

本計画を広く市民に知らせ、協働の取組を促進させることが求められる。

（環境市民団体）問6 協働について、どのように考えますか。

項目	件数	割合
1 積極的に協働に取り組みたい	8	44.4%
2 内容によっては取り組みたい	6	33.3%
3 協働の必要性を感じない	0	0.0%
4 その他	4	22.2%
5 合計	18	100.0%

協働への意欲の高さがうかがえる。

（小・中学生）問8 東松山市がどのような環境のまちであってほしいですか。

項目	小学生	中学生
1 ごみが落ちていないきれいなまち	85.1%	79.8%
2 野山や川など、自然の景色がきれいなまち	83.4%	76.3%
3 わき水や水路、川などがきれいなまち	79.6%	73.3%
4 空気がきれいなまち	79.5%	81.6%
5 うるさい音やいやなおいのしないまち	76.9%	69.5%
6 公園や水辺などが近くにあり、外で遊ぶことができるまち	68.6%	54.6%
7 鳥や虫などの生き物が多くすんでいる畑や田んぼがあるまち	55.1%	37.2%

きれいな街並み・自然を望む回答が多かった。

(市民) 問9 市が実施する環境保全に関する施策に対する評価

項目	評価	わからない +無回答
1 農産物直売所や観光農業を充実させる	71.2%	15.5%
2 ごみの削減・リサイクルに取り組む	63.5%	20.0%
3 公共施設の緑化を推進する	62.1%	17.1%
4 農産物の地産地消を推進する	59.2%	22.1%
5 公園や子ども広場の充実を図る	54.9%	16.8%
6 河川敷の清掃や河川の浄化活動を行う	54.1%	26.1%
7 プラスチックごみの削減に取り組む	51.5%	19.2%
8 家庭での生ごみ減量化・堆肥化を支援する	51.5%	19.2%
9 河川や地下水の水質調査を行う	51.5%	29.1%
10 ホタルの里づくり事業を推進する	50.7%	26.7%
11 自然の魅力を活かしたまちづくりを推進する	49.6%	25.1%
12 公共施設へ自然エネルギー設備を導入する	49.1%	24.0%
13 自治会や地域ボランティアと連携した環境保全活動を行う	47.7%	26.7%
14 里山で遊び楽しむイベントを開催する	47.5%	28.3%
15 ごみの不法投棄対策を推進する	46.9%	22.7%
16 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭等の公害対策を推進する	44.8%	24.0%
17 地球温暖化対策を率先して行う	44.0%	26.7%
18 里山や緑地を保全する市民・事業者を育てる	43.2%	30.9%
19 環境みらいフェアなど、楽しく環境を学べる機会を充実させる	43.2%	32.5%
20 水辺で遊び楽しむイベントを開催する	42.9%	28.8%
21 食の循環や環境を意識した食育を推進する	42.9%	34.1%
22 地元の良さを地元で再発見する活動を行う	41.9%	28.5%
23 農業者に対する支援を行う	39.7%	38.7%
24 生物多様性保全を推進する	38.9%	37.1%
25 食品ロスの削減に取り組む	38.7%	24.3%
26 家庭への省エネルギー設備導入に対する補助を行う	37.9%	24.5%
27 省エネルギー実践のための普及啓発を行う	37.3%	25.9%
28 耕作放棄地・遊休農地対策を推進する	36.5%	37.6%
29 岩殿地区の「市民の森」を活用する	35.5%	38.4%
30 商店街の空き店舗対策を推進する	32.8%	27.7%
31 パリ協定やSDGsなど国際的な枠組みに対応する	29.6%	42.4%

※評価は「評価できる」と「やや評価できる」の回答割合の合計です。

新設した農産物直売所やそれに伴う農産物地産地消については、評価が高くなっていった。また、ごみの削減、公園を含む公共施設に対する項目も高い傾向にあった。

パリ協定・SDGs、生物多様性といった新たな内容については、わからない・無回答が多く、評価も低くなっていった。農業関連や空き店舗対策、省エネルギー設備導入に対する補助などの項目についても評価が低い傾向にあった。

(市民) 問9 市が実施する環境保全に関する施策に対する重要度

項目	重要度	わからない +無回答
1 ごみの削減・リサイクルに取り組む	93.1%	6.7%
2 ごみの不法投棄対策を推進する	90.9%	5.3%
3 プラスチックごみの削減に取り組む	90.4%	5.9%
4 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭等の公害対策を推進する	89.3%	5.9%
5 食品ロスの削減に取り組む	87.7%	6.4%
6 地球温暖化対策を率先して行う	86.7%	8.5%
7 河川や地下水の水質調査を行う	84.0%	8.8%
8 河川敷の清掃や河川の浄化活動を行う	82.7%	9.3%
9 家庭での生ごみ減量化・堆肥化を支援する	82.4%	8.8%
10 公共施設へ自然エネルギー設備を導入する	80.5%	10.1%
11 省エネルギー実践のための普及啓発を行う	77.6%	7.5%
12 公園や子ども広場の充実を図る	77.6%	8.5%
13 商店街の空き店舗対策を推進する	77.3%	12.5%
14 農産物直売所や観光農業を充実させる	76.3%	9.1%
15 家庭への省エネルギー設備導入に対する補助を行う	75.7%	8.0%
16 農産物の地産地消を推進する	74.1%	12.0%
17 自然の魅力を活かしたまちづくりを推進する	73.9%	9.9%
18 農業者に対する支援を行う	71.5%	14.9%
19 食の循環や環境を意識した食育を推進する	71.2%	12.8%
20 自治会や地域ボランティアと連携した環境保全活動を行う	71.2%	11.5%
21 公共施設の緑化を推進する	70.4%	8.0%
22 耕作放棄地・遊休農地対策を推進する	70.4%	16.0%
23 里山や緑地を保全する市民・事業者を育てる	67.7%	13.9%
24 パリ協定やSDGsなど国際的な枠組みに対応する	67.2%	22.7%
25 地元の良さを地元で再発見する活動を行う	65.6%	11.2%
26 生物多様性保全を推進する	65.6%	17.1%
27 ホタルの里づくり事業を推進する	61.3%	13.3%
28 環境みらいフェアなど、楽しく環境を学べる機会を充実させる	61.3%	13.6%
29 里山で遊び楽しむイベントを開催する	54.9%	14.4%
30 水辺で遊び楽しむイベントを開催する	48.0%	13.9%
31 岩殿地区の「市民の森」を活用する	43.7%	27.2%

※重要度は「重要」と「やや重要」の回答割合の合計です。

市民の生活に直接関係するごみ関連の重要度が高い傾向にあった。公害対策や、河川の美化、水質改善などの身近な環境保全に対する意識が高い傾向にあった。多くの市民が地球温暖化対策を率先して行うことを重要と考えていた。

パリ協定・SDGsといった新たな内容については、評価と同様で重要度も低くなっていった。生物多様性保全やホタルの里づくり事業など、生き物の保全に対する意識が低いようである。市で開催する環境イベントも低い傾向にあった。

課題

○まち・環境の美化活動の継続

○評価が低い項目 = 認知度も低い項目 ⇒ 周知・啓発の強化が必要

4. 第2次計画における指標達成状況一覧

第2次計画では、本市が目指すべき環境像を基本理念として定め、基本理念を達成するための3つの目標と目標実現のための7つの笑顔プランを設定し、各種施策を推進してきました。施策の取組内容に対しては毎年度環境年次報告書を作成し、東松山市環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行ってきました。

笑顔プランごとの指標及び最新の実績値を示しました。併せて、第2次計画では指標の目標値が設定されていないため、指標設定時からどの程度改善したかを示す「指標評価」を示しました。

表2 笑顔プランごとの指標評価

笑顔プラン	指 標	基準値 (2011)	指標成果 (2019)	指標評価
1	市民一人1日当たりのごみ排出量を減らす (g)	930	937	☹️
	ごみの再資源化率を高める (%)	16.24	19.08	😊😊😊
	埋立て処分量を減らす (t)	3,491.28	2,073.97	😊😊😊
2	住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合を増やす (%)	(2013) 4.5	6.99	😊😊😊
	住宅用太陽光発電設備導入による CO ₂ 排出削減量を増やす (t-CO ₂)	(2013) 3,400	6,541	😊😊😊
	太陽光(熱)設備を設置する公共施設数を増やす (施設)	6	27	😊😊😊😊
3	市内の森林面積を増やす (ha)	459	439	☹️
	市民1人当たりの都市公園の面積を増やす (㎡)	17.79	19.15	😊😊😊
4	市民農園区画数を増やす (区画)	188	169	☹️
	認定農業者数を増やす (人)	31	29	☹️
	新規就農者数を増やす (人)	4	10	😊😊😊😊
	農産物直売所の販売金額を増やす (百万円)	231	610	😊😊😊😊
	担い手への利用権設定面積を増やす (ha)	(2014) 129	206	😊😊😊
5	河川水質の環境基準(BOD)達成率を高める (%)	75	68.8	☹️
	汚水処理人口普及率を高める (%)	81.1	95.4	😊😊😊
6	地元へ愛着を持つ市民の割合を増やす (%)	71.1	(2018) 71.7	😊😊
	地域の活動に参加している市民の割合を増やす (%)	42.4	(2018) 41.0	☹️
7	環境に配慮した生活を心がける市民の割合を増やす (%)	89.6	(2018) 87.4	☹️
	ボランティア活動をしている割合を増やす (%)	23.9	(2018) 27.4	😊😊😊
	「活気とにぎわい」の印象が良いと思う市民の割合を増やす (%)	5.5	(2018) 9.6	😊😊😊

☹️ : 後退、😊😊 : 横ばい、😊😊😊 : 改善、😊😊😊😊 : 大きく改善

5. 第2次計画の定性評価

第2次計画の実施状況を把握するため、各担当課所の実施状況調査を基に、環境年次報告書を作成しています。笑顔プランごとに市の施策、市民プロジェクトの取組状況、注目指標の改善状況の結果を踏まえて、A～Cの3段階評価としました。

※定性評価とは、数字では表すことのできないものに対する評価、またその評価方法のこと。

●総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

●定性評価（笑顔プラン1～2）

笑顔プラン1 ごみ・無駄・危険をなくす
「ゼロ・ウェイスト宣言」にチャレンジする。

総評

B

ごみの減量化・資源化や市民参加制度の充実、家庭での生ごみ減量化の支援、不法投棄防止対策及び騒音・振動等の公害対策などの取組を推進しています。事業者等との連携により実践可能な取組については未実施のものがあります。「もったいない！」運動の展開により、市民のごみ排出量は減少傾向にありましたが、事業系ごみが増加して直近では上昇傾向にあります。事業者に対する取組を検討することが重要です。

市民プロジェクトでは、ごみの3Rや有害化学物質削減に向けた市民への啓発活動が実践されています。

今後は、既存の取組をさらに推進するとともに、事業者等との連携体制を構築することで推進可能な取組を検討することが必要です。

笑顔プラン2 エネルギーの自給を目指し、自然エネルギーを活用する。

総評

A

地球温暖化対策のための行政の率先実行計画の策定や市民の省エネ設備導入に対する補助制度の充実、幅広い世代の市民への普及啓発などの取組に加え、第2次計画の部門別計画と位置づけられた東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画の策定により、公共施設の創・省・蓄エネ対応や街路灯のLED化、駅周辺の創・省エネ対応を推進しています。また、市民プロジェクトにより太陽光やバイオマスエネルギー普及に向けた講習会等が実施され、市民への普及啓発の充実が図られています。

今後は、地球温暖化対策のさらなる推進のため、行政による取組に加え、市民や事業者を巻き込んだ温室効果ガス排出削減のための取組を推進する必要があります。

●総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

●定性評価（笑顔プラン3～5）

笑顔プラン3 里山・緑地を楽しみ、守り、育てる。

総評 **B**

東松山市みどりの基本計画策定による緑地の保全の在り方の決定や事業者との連携による保全、公共施設の緑化、市民の森を活用した環境学習の推進及び地域と連携した公園管理などの取組を推進しています。しかしながら、屋敷林や民有林など民有地における保全に関する取組については未実施のものがあり、市内の森林面積についても減少傾向にあります。

市民プロジェクトでは市民の森を活用した環境学習の実施や民有林の保全活動が実施されています。

今後は、市有地である里山・緑地の保全を継続するとともに、事業者や市民団体との連携体制を構築し、民有林の保全に向けた働きかけを実施することが必要です。

笑顔プラン4 食と農の暮らしの理解を深め、地産地消で農業を支える。

総評 **A**

東松山市農林公園の再整備により、イチゴをはじめとした様々な農作物の収穫体験を実施できるようになり、市民が食や農について理解を深める機会の創出につながりました。また、成果指標からも確認ができるとおり、新規就農希望者に対する支援、農業法人への働きかけを通じた耕作放棄地対策、農産物直売所の充実、農業の多角経営支援等の取組の成果として、農地の保全や地産地消が推進されていると言えます。

市民プロジェクトにおいても地域における農業の取組や耕作放棄地対策が実施されています。

地域の農業を支援する取組は順調に実施されており、今後も継続して推進することが必要です。

笑顔プラン5 水辺の豊かさを取り戻し、まちづくりにいかす。

総評 **A**

「水辺をいかしたまちづくり」を目指し、家庭からの排水等の改善や水辺空間の整備、水辺コミュニティ支援、環境学習の推進及び河川などの水質調査や清掃活動を推進しています。市民プロジェクトにおいても水辺を活用した環境学習やホタルの里づくりが実施されています。

今後は、既存の取組をさらに推進するとともに、河川の水質向上に向けた取組を検討することが必要です。

●総評

総評	内容
A	第2次環境基本計画の方針、事業を継続
B	第2次環境基本計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
C	第2次環境基本計画の方針、事業内容等を再検証

●定性評価（笑顔プラン6～7）

笑顔プラン6 “ないものねだり” から “あるものさがし” へ
地域の魅力を発信する。 総評 **C**

地域の特色を生かした環境まちづくり活動の支援や地域資源を活用したウォーキングコースの設定、市民団体等の交流促進を図りました。しかしながら、地元学の実践やエコツーリズム・エコミュージアムに関する取組については未実施のものが多くあり、地域の活動への参加や自治会への加入も減少しています。

今後は、市民プロジェクトで実践されている内容をさらに、市民へ普及・啓発するとともに、市民の本市への愛着を醸成する必要があります。

笑顔プラン7 環境まちづくりで人づくりと地域おこしの仕組みをつくる。 総評 **B**

環境みらいフェアの開催や専門性を有する人材の登用、市民団体等の連携体制構築の支援及び環境と経済が両立する取組を推進しています。しかしながら、ボランティアや近隣大学及び事業者等と環境まちづくりに関する連携体制を構築するための取組については未実施のものがありません。

市民プロジェクトでは環境学習や人材育成の取組が多く実施されており、市民への普及啓発の充実が図られています。

今後は、既存の取組をさらに推進することが必要です。

6. 第2次計画から第3次計画への変遷について

第2次計画は環境の保全とまちづくりを一体のものとして捉え、市民との協働を前提に環境分野のみならず、地域経済の循環と持続可能な地域づくり、人々のつながりを再生するなど広く市民活動全般を包括する内容であったと言えます。

本計画を策定するにあたり、これまでの取組を検証し、発展・継承させるために、市民意識調査を実施したところ、市民、自治会においては環境問題に対する関心や問題解消に向けた意識が高いことが分かりました。特に、市民生活の上で、環境保全に関する身近な取組を行っている割合は高い傾向にあります。

一方、計画そのもの、あるいは市民プロジェクトなど、市や市民団体の取組が市民に十分に周知されているとは言えないため、環境に関する情報の発信と市民が参加しやすい環境学習の機会を増やすことが必要と考えられます。

ごみ問題に関する調査では、市の施策における満足度及び重要度が高くなっていて、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が世界的に問題視される中、2020年7月からレジ袋が有料化されたことによる市民の関心の高まりに合わせ、ごみの減量化や再資源化など継続した啓発活動も求められます。

また、第2次計画策定時から現在までの統計では、地球温暖化・ヒートアイランド現象が顕在化しており、2015年に採択された「パリ協定」においても、全世界で気温上昇の抑制や温室効果ガス排出量の削減を目指すこととされたことから、本市においても、さらなる対策が求められます。

こうしたことを踏まえ、本計画では、第2次計画から継続する市民プロジェクトとの連携を踏襲しながら、それまで3つの目標と7つのプランであったものを、環境分野に焦点を絞りつつ、生物多様性の保全や市民生活に直結する環境対策についても改めて対象とし、特に小・中学生に向けた環境学習の強化などを通じ、次世代育成への取組を拡大するとともに、第2次計画策定からこれまでの新たに対策が必要となる環境問題も対策に加えることとします。

なお、本計画から新たにSDGsの考え方を取り入れることとしますが、SDGsについてはその取組が発展する可能性が高いことから、具体的な事業実施の段階でSDGsの考え方を意識し実行することとします。



第3章 計画の目標

1. 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

基本理念：人と自然が輝く笑顔あふれるまちづくり

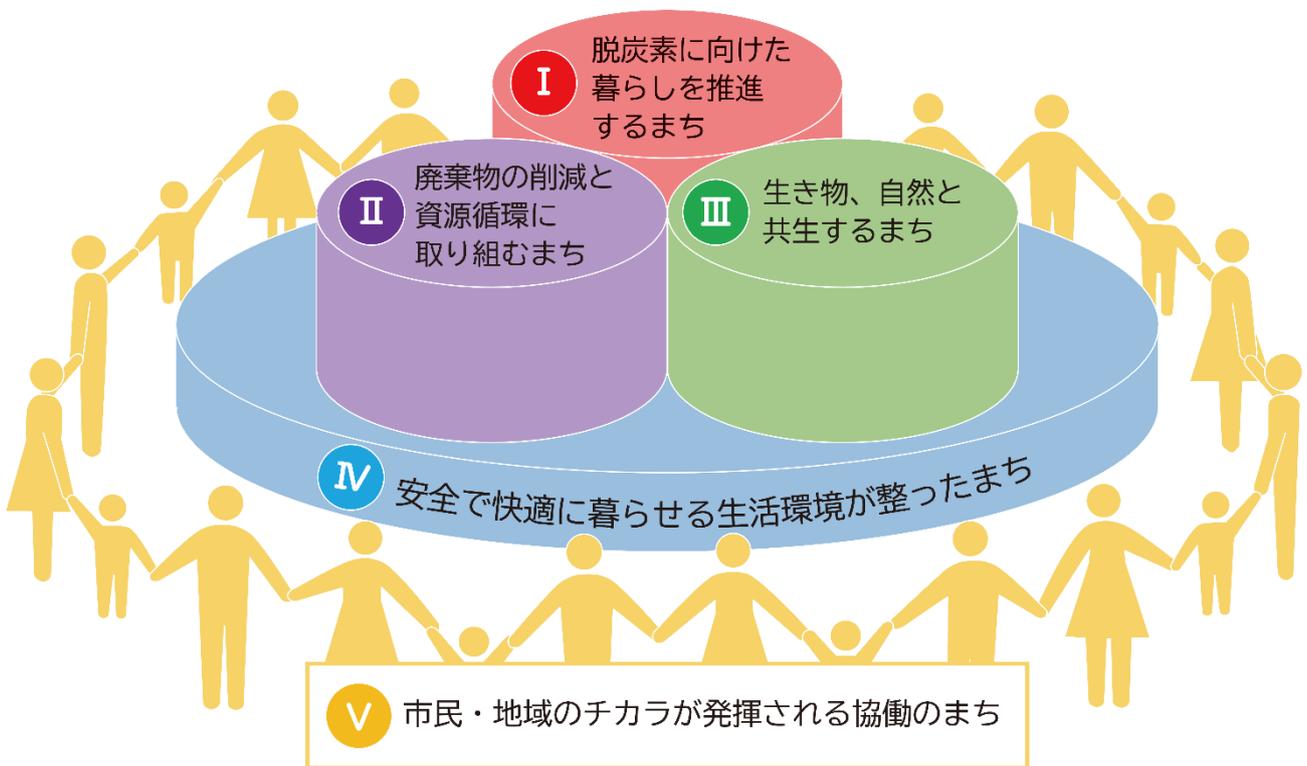


図14 計画の体系

第2次計画策定以降10年間の社会情勢の変化を踏まえ、「脱炭素」「廃棄物削減・資源循環」「自然共生」をキーワードとして施策を展開し、市民と協働で取り組むことで、笑顔があふれる、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

2. 環境目標・施策の体系

世界的に取り組む必要のある環境問題や、本市を取り巻く現状を踏まえるとともに、みどり豊かな環境を維持し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指すため、将来の環境目標を設定します。

基本理念
人と自然が輝く笑顔あふれるまちづくり

環境目標

10年後の

I

脱炭素に向けた暮らしを推進するまち

気候変動を防ぎ、温暖化による影響を防ぐため、再生可能エネルギーへの転換が進み、地域ぐるみで温室効果ガスが削減されています。

II

廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

リデュース（削減）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3Rが徹底され、不要なもの、環境を脅かすものをなくすゼロ・ウェイスト社会が実現しています。

III

生き物、自然と共生するまち

市民共通の財産である里山や谷津、水辺環境など、本市の自然が適切に保全され、生物多様性が守られています。

IV

安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を未然に防止するとともに、安全で快適に暮らせる生活環境が守られています。

V

市民・地域のチカラが発揮される協働のまち

市民や市民団体、地域や事業所などが行政とともに、それぞれの役割を認識し、協働して環境保全のための活動に取り組み、多様な主体の連携が進んでいます。

目指すべき姿

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、日常生活が大きく関係し、影響は未来の子どもたちまで長く続きます。

再生可能エネルギーの積極的な活用と、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しをはじめ、多くの知恵と手段により脱炭素に向けた暮らしを推進します。

生ごみ処理容器「キューロ」の利用や無駄な買い物をしない（リフューズ）など、地域ぐるみでごみの減量化（リデュース）を推進します。

また、ごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進するとともに、特にプラスチックごみの排出抑制を推進します。

人々の生活は豊かな自然がもたらす多様な生態系の恩恵に支えられています。生態系を維持するためには市内に残る里山や、身近な水辺環境やそこに生息する生き物を守る必要があるため、市民に身近な自然を保全するとともに市民が自然とふれあう機会を創出します。

騒音・振動・悪臭などの公害を未然に防止するため、定期的な検査を継続するとともに、事業者等に対し適正指導を行い、快適な生活環境を守ります。

また、市民の日常生活における環境配慮行動を促し、持続可能な地域社会の構築と美しい街並みを保全し、まち美化を推進します。

環境問題を市民一人一人が主体的に取り組む問題と認識するとともに、市民団体や事業者等の環境まちづくりに関する協力体制を充実し、パートナーシップによる課題解決や地域コミュニティの醸成を目指します。

基本施策

I-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

I-② 再生可能エネルギーの推進

P28

II-① ごみの減量化の推進

II-② リユースの促進とごみの再資源化の推進

II-③ プラスチックごみの削減

P41

III-① 身近な生物多様性の理解と保全

III-② 地域ぐるみの水辺環境の保全

III-③ 豊かなみどりや農地の保全

P48

IV-① 公害防止と適正指導

IV-② 不法投棄対策の推進

IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

P55

V-① 情報発信の充実

V-② 環境学習の推進

V-③ パートナーシップの構築

P62

第4章 目標実現のための取組

環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち 東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

近年の気候変動の影響を受け、世界は脱炭素に向けて大きくシフトし始めています。

ここでは、東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」といいます。）として、温室効果ガス排出の現状を踏まえた、脱炭素社会に向けた方策を示します。

（1）温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組

ア. 国内外の動向

パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。

この協定を踏まえ、日本では、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」という目標を設定し、埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」で、国の削減目標と同じく、2013年度比26%減を目標としました。

そして2020年10月に行われた臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

また、ゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者の増加など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。そのため、温室効果ガスの排出をできる限り抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むため、2018年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

埼玉県では適応策に取り組むため、「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変動の実態やその影響、将来予測など、適応策に関する情報の収集・整理・分析を行い、県内自治体や事業者、県民に対して、適応策に関する情報提供を行っています。

イ. 本市における取組

本市ではこれまで、行政の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における創・省・蓄エネルギーの推進、次世代自動車の導入などの取組を実践し、市民・事業者に対して先導的役割を果たしてきました。

また、埼玉県との協働事業である「埼玉エコタウンプロジェクト」の実施市に指定されたことを契機とし、市全域で創・省・蓄エネルギーに関する取組を広げ、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の設置のみならず、街路灯のLED化、住宅への創・省・蓄エネ設備に対する補助、省エネ改修に関する市民向け講座や相談会の開催など、あらゆる機会を捉えて、地域のエコ化に取り組んできました。



エコタウンプロジェクト
ロゴマーク

(2) 計画の基本的事項

ア. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策編と位置づけ
ます。

○地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条 1 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

イ. 対象とする温室効果ガスと推計方法

区域施策編では、対象とする温室効果ガスは市内の排出量のうち、約90%を占める二酸化炭素(CO₂)とします。

二酸化炭素はさらに、電気・ガス・ガソリン等の使用により排出される「エネルギー起源CO₂」と廃棄物の焼却等により排出される「非エネルギー起源CO₂」に分類されます。

対象とする温室効果ガス

ガス種	部門	対象
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における燃料・電力の使用
	業務部門	事業所、商店、病院、学校、その他サービス業施設等における燃料・電力の使用
	家庭部門	家庭における燃料・電力の使用
	運輸部門	旅客自動車(マイカー含む)、貨物自動車、鉄道における燃料・電力の使用
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物部門	廃棄物の焼却

エネルギー起源CO₂の排出量の把握について、電力の小売全面自由化により、市内における電力の使用量の把握が難しいこと等から、実際の排出量を求めるのは困難です。

そのため、国のマニュアルにおいて、中核市未満の市町村における標準的な推計手法である、『カテゴリA(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法)』で推計することとします。

また、非エネルギー起源CO₂については、焼却される一般廃棄物の量と、含まれるプラスチック及び合成繊維の割合から推計します。

(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1990年度から2017年度までの本市における二酸化炭素排出量推計値の推移は、以下のとおりです。2017年度の排出量は556,200t-CO₂となっています。

総排出量は1990年から2000年代前半にかけて増加しました。その後減少傾向にありましたが、再び増加に転じ、2013年度をピークに近年ではやや減少傾向にあります。

部門ごとにみると、産業部門は1990年度と比較すると大きく減少している一方、業務部門・家庭部門は大きく増加しています。

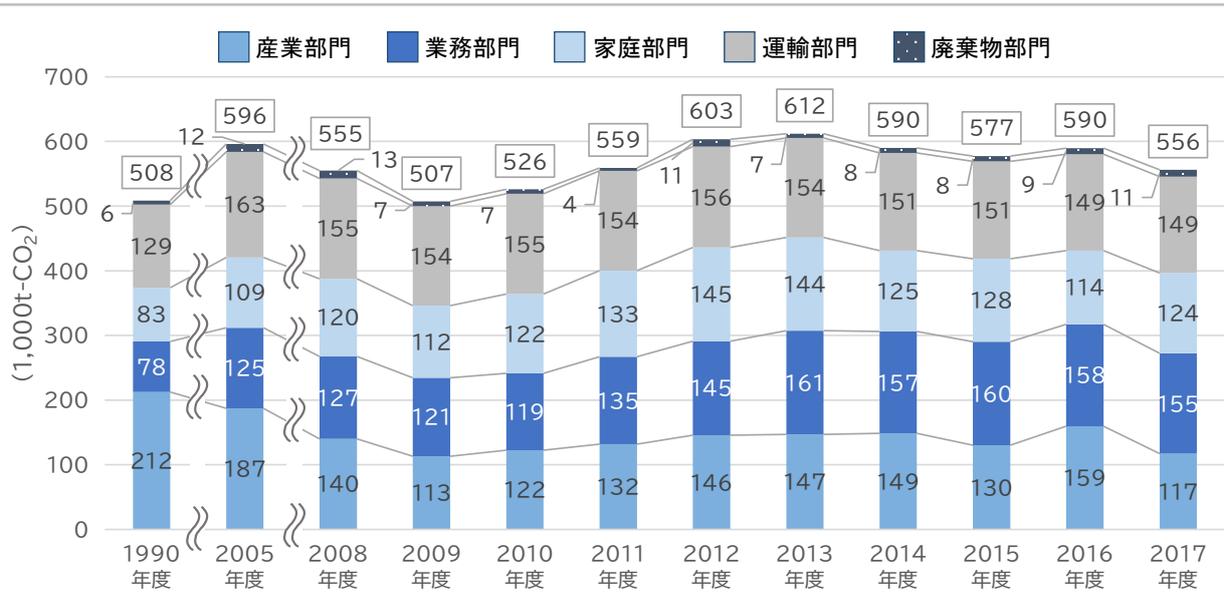


図15 本市における二酸化炭素排出量推計値の推移

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

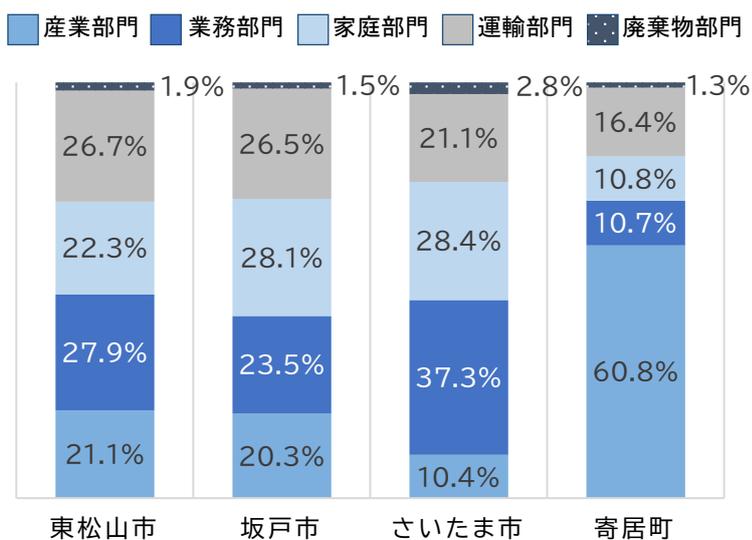


図16 2017年度の二酸化炭素の排出割合

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

人口や地理的条件に近い坂戸市と比較するとそれぞれの排出割合にあまり差が見られませんが、都心に近く店舗やオフィスが多いさいたま市や、大規模な工場がある寄居町などと比較すると、本市の特徴として、1つの部門が突出して大きな割合を占めるのではなく、廃棄物部門を除いた各部門で大きな差がないことがわかります。

この特徴から、特定の部門の対策に力を入れるのではなく、削減に向けて各部門での幅広い取組が必要だと考えられます。

(4) 削減目標の設定と削減対策

ア. 将来予測と削減目標

二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策をせず、現状のまま推移した場合の将来的な排出量を現状趨勢（すうせい）排出量（Business As Usual、以下「BAU 排出量」といいます。）といたします。

本市における 2030 年の BAU 排出量は、計 596,200t-CO₂ となり、基準年度である 2013 年度と比較して 2.6%の減少と予測されます。

前述のとおり、国及び埼玉県では「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減」を目標としています。国及び埼玉県と同一の目標とすることで、進捗状況の比較がしやすいことから、区域施策編の目標を以下のとおりとします。

削減目標：2030 年度における排出量を 2013 年度比 26%削減

2030 年度における排出量を 2013 年度比 26%削減するには、2030 年度の排出量を 452,800t-CO₂ にする必要があります。

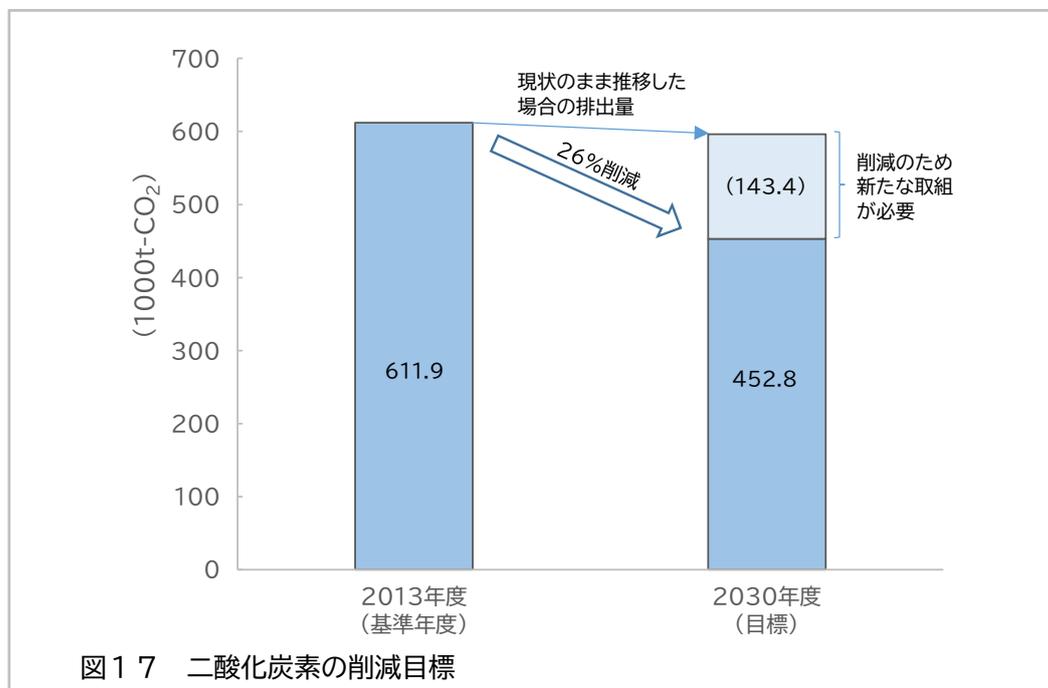


図17 二酸化炭素の削減目標

なお、削減目標については、今後、国や県などの動向を注視し、適宜、見直すこととします。

イ. 各部門における削減対策

国の地球温暖化対策計画では、部門ごとに目標削減率が定められており、本市に当てはめると以下の表のようになります。(なお、表の各部門の目標削減量は参考値であり、市全体の総量目標に基づき削減を進めます。)

各部門の削減目標

(単位：t-CO₂)

部 門	2013年度 本市排出量	2030年度 目標削減率	2030年度 目標排出量	目標削減量 (2013年度比)
産業部門	146,773	7%	136,499	10,274
業務部門	160,564	40%	96,338	64,226
家庭部門	144,230	40%	86,538	57,692
運輸部門	153,919	28%	110,822	43,097
廃棄物部門	6,634	7%	6,170	464

各部門での削減には、省エネルギー機器の普及やエネルギー管理などの取組が有効です。国の計画では、部門ごとの目標を達成するために以下のような対策を示しています。

各部門での有効な対策

産業部門（製造業、農業、鉱業等）
<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（高効率空調、産業ヒートポンプ、産業用照明、産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションの導入） FEMS（工場エネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 再生可能エネルギーの利用拡大（電気、熱）
業務部門（オフィスビル、商業施設等）
<ul style="list-style-type: none"> 高効率な省エネルギー機器の普及（業務用給湯器、高効率照明、冷媒管理技術の導入） トップランナー制度による機器の省エネ性能向上 BEMS（ビルエネルギー管理システム）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施 クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進
家庭部門（家庭での電気、ガス等の使用）
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など） 高効率な省エネルギー機器の普及（高効率給湯器、高効率照明の導入など） HEMS（住宅用エネルギー管理システム）・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 機器の買替え促進 日常生活での省エネの工夫
運輸部門（家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送等）
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 公共交通機関及び自転車の利用促進 トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進 エコドライブ
廃棄物部門
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の削減 分別の徹底による再資源化の促進

参考：地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）から抜粋

国は温室効果ガス排出量 26%削減を達成するため、家庭部門について 40%という大幅な削減目標を打ち出しています。

40%もの削減となると、達成は難しいように思いますが、電力会社における火力発電の割合を減らし、再生可能エネルギーによる発電の割合を増やすことなどで、26%分の削減ができると試算しています。

つまり、残りの 14%を一般家庭での取組により削減できれば 40%の削減が達成できます。

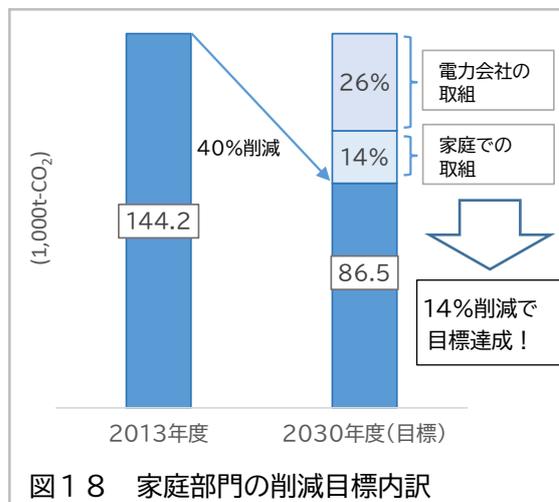


図18 家庭部門の削減目標内訳

埼玉県における、家庭部門の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、電力が約 4 分の 3 を占めています。したがって、電気の使用量を減らすことが家庭の二酸化炭素排出量削減に効果的です。

一般的な家庭では、照明やエアコン、冷蔵庫などで電気を多く使われていることから、これらの製品を新しい省エネ性能の高いものに買い替えることで、消費電力が大きく下がり、14%の削減が達成できると試算されています。

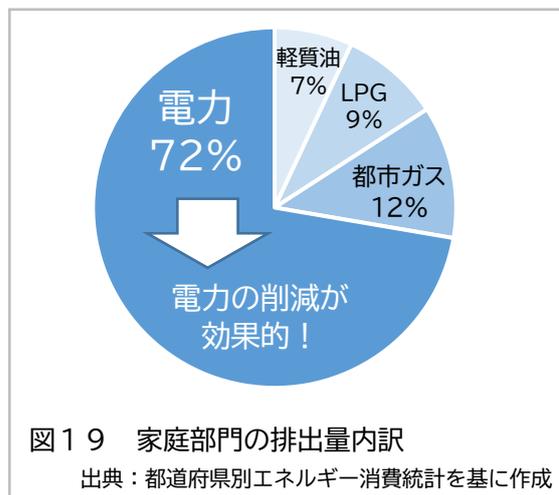


図19 家庭部門の排出量内訳

出典：都道府県別エネルギー消費統計を基に作成

照明を全て LED に変更	6.6%減
10年前のエアコンを最新型に買替え	4.6%減
10年前の冷蔵庫を最新型に買替え	6.0%減
合計	17.2%減

(参考：国民運動 COOL CHOICE の進捗について (環境省))

電気製品の買替えのほかにも、暮らしの中で様々な工夫を行うことで、二酸化炭素の排出量を削減することができます。

エアコン (冷房 28℃設定)	0.59%減
エアコン (暖房 20℃設定)	1.00%減
冷蔵庫 (設定温度を「強」から「中」へ)	0.60%減
ガス給湯器 (食器を洗う時の低温設定)	0.56%減
電気ポット (長時間使用しないときはプラグを抜く)	1.00%減
風呂給湯器 (シャワーを流す時間の短縮)	1.80%減

(参考：家庭の省エネ大事典 2012 年版 ((一財) 省エネルギーセンター) を基に試算)

(5) 現状と課題

○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

住宅用太陽光発電設備、公共施設の太陽光（熱）設備ともに普及が進んでいますが、さらなる普及が望まれます。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合(%)	—	4.5	5.62	6.47	6.99
住宅用太陽光発電設備導入による年間CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	—	3,400	4,727	5,764	6,541
太陽光(熱)設備を設置する公共施設数(施設)	6	18	25	27	27

○市民アンケート結果

地球温暖化対策で、身近にできる取組は実践傾向が高い結果となりました。

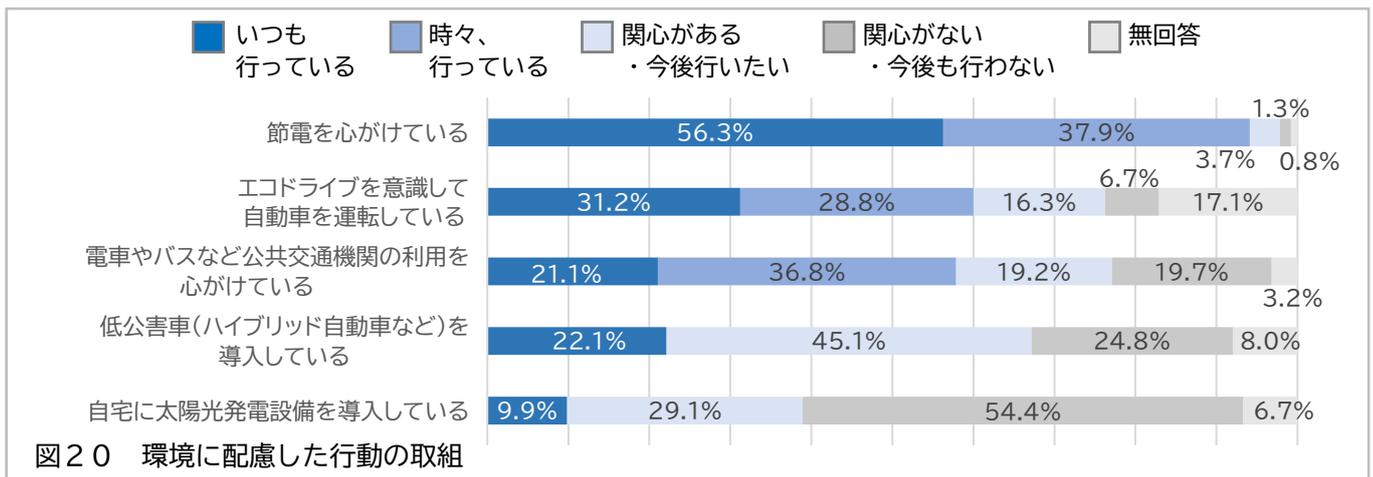


図20 環境に配慮した行動の取組

事業者が事業活動をする上で、省エネルギーに努めることが良いと思う回答は多い結果となり、事業者への省エネルギーの推進が求められます。

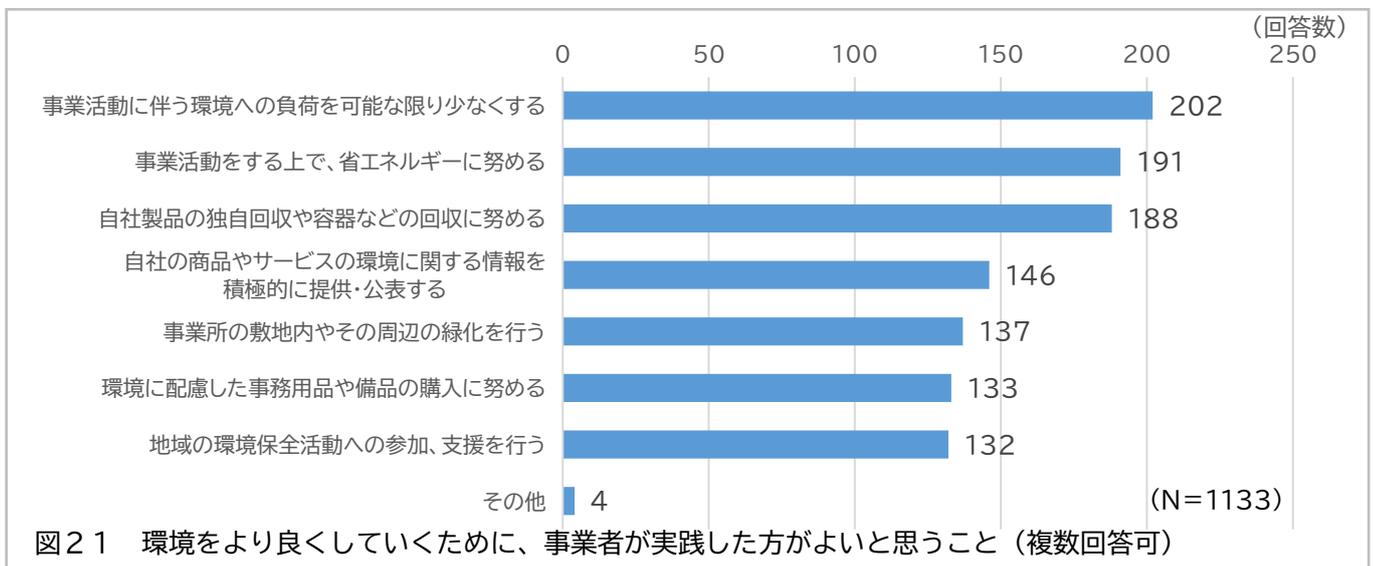


図21 環境をより良くしていくために、事業者が実践した方がよいと思うこと（複数回答可）

(6) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	I-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進
	I-② 再生可能エネルギーの推進

I-①脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

温室効果ガスを生み出す化石燃料（石油や石炭、天然ガス等）由来のエネルギーの消費抑制と高効率化を徹底し、二酸化炭素削減に取り組むまちづくりを推進します。また、エコタウンプロジェクトで推進してきた、創・省・蓄エネの取組をさらに進め、脱炭素社会の実現を目指します。

- ◇ 脱炭素社会に向けたライフスタイルへの転換
- ◇ 事業活動における徹底したエネルギー使用量の削減
- ◇ 自動車による温室効果ガスの排出量削減
- ◇ エネルギー消費の少ない建築物への転換
- ◇ 気候変動への適応

I-②再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスの削減につながる再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、市民の暮らしに根付いた利活用を目指します。

- ◇ 家庭、事業所などでの再生可能エネルギーの利用促進
- ◇ 低炭素な電力の選択
- ◇ 災害に対応できる再生可能エネルギーの利用

(7) SDGsとの関連性

各環境目標に示した基本施策とSDGsとの関連性について、SDGsの開発目標に対して本市の施策とのつながりを示しました。

7 <small>エネルギーをみんなに そしてクリーンに</small> 	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	SDGs ターゲット エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させ、信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保します。(ターゲット7.1、7.2)
	本計画との 関連性 再生可能エネルギーの利用拡大を目指します。
9 <small>産業と技術革新の 基盤をつくらう</small> 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	SDGs ターゲット 資源利用効率の向上により持続可能性を向上させます。(ターゲット9.4)
	本計画との 関連性 化石燃料による発電から、再生可能エネルギーによる発電への転換を図ります。
11 <small>住み続けられる まちづくりを</small> 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	SDGs ターゲット 資源効率の向上及び気候変動の緩和と適応を実践します。(ターゲット11.b)
	本計画との 関連性 エネルギーの効率的な利用に努め、気候変動の緩和と適応のために区域施策編の運用を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。
12 <small>つくる責任 つかう責任</small> 	持続可能な消費生産形態を確保する
	SDGs ターゲット 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成するとともに、持続可能に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励します。(ターゲット12.2、12.6)
	本計画との 関連性 石油などの天然資源の利用を効率化するとともに、環境年次報告書により定期的に区域施策編の取組について報告します。
13 <small>気候変動に 具体的な対策を</small> 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	SDGs ターゲット 気候関連災害に対する強靱性及び適応の能力を強化するとともに、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進します。(ターゲット13.1、13.b)
	本計画との 関連性 区域施策編の運用によって気候変動の緩和及び適応に関するあらゆる取組を実践し、気候変動に対する強靱性と適応力を強化します。

(8) 行政、市民、事業者の取組

基本施策 I - ①

脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

●行政の取組

- ・「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して取組を実施します。
- ・環境省が推奨する国民運動「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・市民、事業者の脱炭素化へ向けた取組を支援・啓発します。
- ・気候変動に関する情報を収集・提供します。
- ・公共交通機関利用や自転車利用を推進します。
- ・省エネに対する取組への補助制度を検討します。



●市民の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・「スマートムーブ」（公共交通機関や自転車の利用、徒歩などの移動手段の転換）に取り組みます。
- ・エコ住宅や省エネリフォームを検討します。
- ・LED照明・省エネ家電・HEMS（住宅用エネルギー管理システム）等を導入します。
- ・遮熱による暑さ対策を実施します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。



「移動」を「エコ」に。



●事業者の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・省エネ建築・省エネリフォームを実施します。
- ・省エネ診断・エコチューニングを実施します。
- ・時差通勤・ノーマイカー通勤・テレワークを導入します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入します。



チョイス!エコカー

※COOL CHOICE 40 頁参照

基本施策 I - ②

再生可能エネルギーの推進

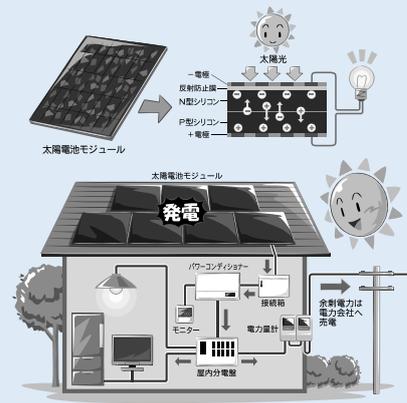
●行政の取組

- ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入や活用を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報を収集・公表します。
- ・ 市民、事業者に対する情報提供・導入支援を行います。
- ・ 災害時における再生可能エネルギー活用に関する周知を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を促進します。



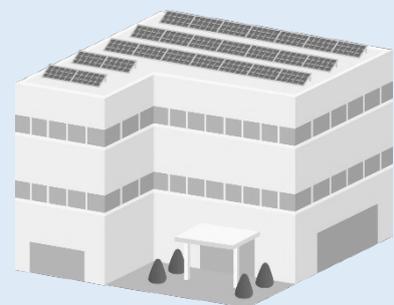
●市民の取組

- ・ 住宅への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。



●事業者の取組

- ・ 事業所への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。

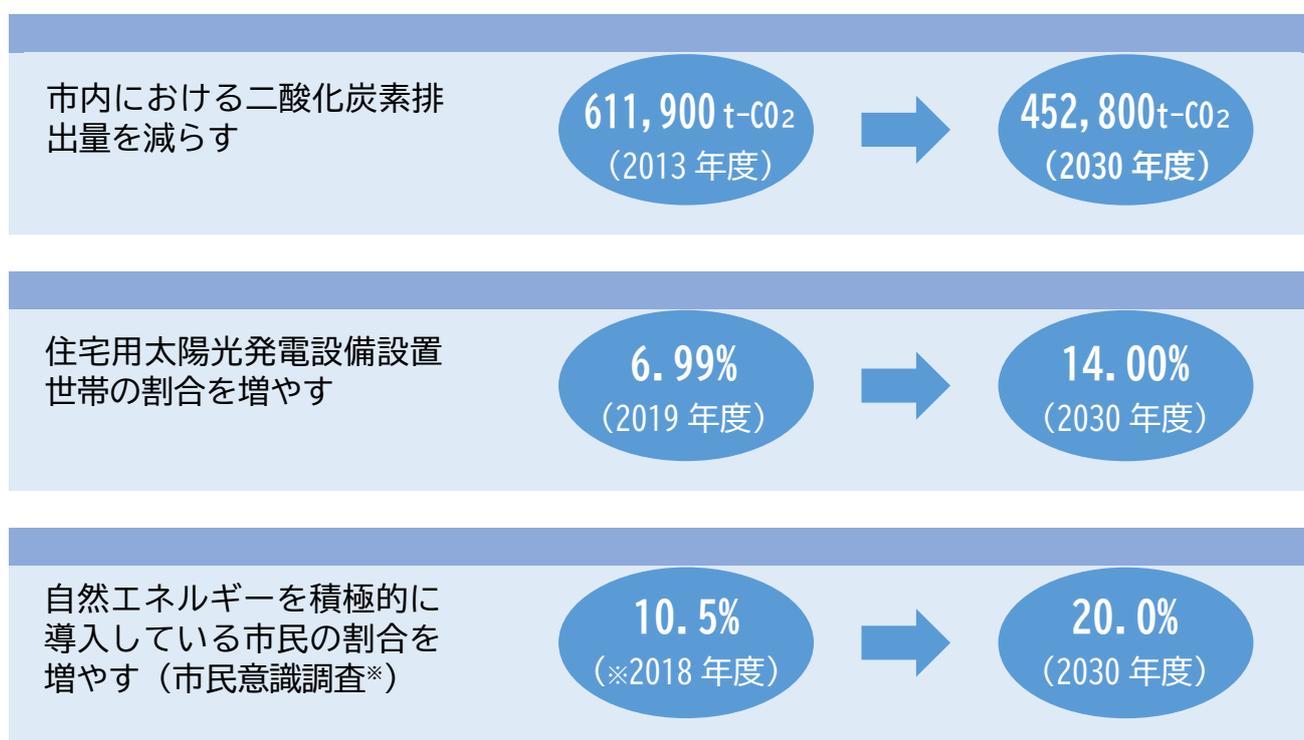


(9) 市民プロジェクトの取組

- 省エネの普及啓発プロジェクト
- エネルギーダイエット作戦プロジェクト
- 緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト
- 再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト

(10) 成果指標

区域施策編による削減効果の評価は、以下に掲げる施策の進捗管理指標により行います。



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。

COOL CHOICE（賢い選択）は、地球温暖化防止のために、環境省が推進している国民運動で、以下のような取組があります。




◎家庭で取り組む COOL BIZ、WARM BIZ（クールビズ、ウォームビズ）

冷暖房を適切な温度設定にするとともに、服装・スタイルの調節、すだれ、遮熱カーテン、扇風機、サーキュレーターなどを活用して快適な空間を創出します。



◎エコドライブ

ふんわりアクセル「eスタート」（ゆるやかな発進）、車間距離をあけた加速、減速の少ない運転、ムダなアイドリングを控えるなど、エコを意識した自動車の運転です。



◎できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン

宅配を送るときや受け取る際、時間帯指定やコンビニ受け取りサービス、宅配ボックスを活用して再配達を防止する取組です。

COOL CHOICE により、省エネだけでなく、生活コストの削減、健康的な生活を送れる効果も期待できます。皆さんも取り組んでみませんか？

環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

資源の有効活用や廃プラスチック類の削減などの課題に取り組み、物の循環による廃棄物の排出削減と再資源化を進め、循環型の地域社会の実現を目指し、ゼロ・ウェイストへ向けた取組を行います。

(1) 現状と課題

○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2017年度まで減少傾向にありましたが、事業系ごみの増加により、直近3年間は上昇傾向にあります。家庭ごみ削減への取組を継続し、事業者に対する取組を検討することが重要です。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
市民一人1日当たりのごみ排出量(g)	930	923	912	897	937
ごみの再資源化率(%)	16.63	18.65	19.50	19.33	19.08
埋め立て処分量(t/年)	3,491.28	3,365.76	2,789.07	2,480.77	2,703.97

○市民アンケート結果

多くの市民が3Rなどのごみ削減の取組を実践しています。取組を継続できるような環境づくりと、さらに多くの市民が実践できるよう啓発活動を行うことが大切です。

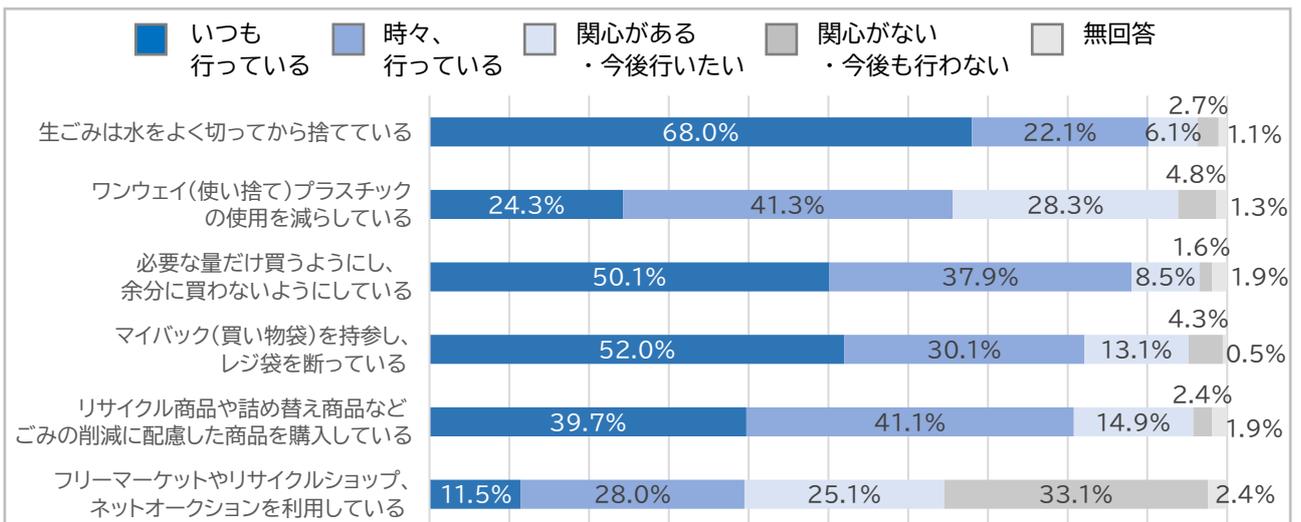


図2-2 環境に配慮した行動の取組（ごみ関連項目抜粋）

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	Ⅱ－① ごみの減量化の推進
	Ⅱ－② リユースの促進とごみの再資源化の推進
	Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

Ⅱ－①ごみの減量化の推進

「もったいない！」運動の推進により、ごみの発生削減に貢献する取組を進めます。

- ◇ 消費行動の工夫によるごみの発生抑制
- ◇ 食品ロス削減の促進
- ◇ ごみ排出時の工夫による減量
- ◇ 生ごみの削減（生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及）

Ⅱ－②リユースの促進とごみの再資源化の推進

発生したごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進します。

- ◇ 分別の徹底による再資源化の促進
- ◇ リユースによる物の循環促進
- ◇ リサイクル品の利用促進

Ⅱ－③プラスチックごみの削減

プラスチックごみの発生抑制・適正処理を推進します。

- ◇ 消費行動の工夫によるプラスチックごみの排出抑制
- ◇ 生活や生産活動の工夫によるワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減
- ◇ プラスチックごみ適正処理の継続
- ◇ マイバッグ、紙製品の利用促進

(3) SDGsとの関連性

8 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	SDGs ターゲット 消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ります。 (ターゲット8.4)
	本計画との 関連性 製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を推進します。

11 住み続けられる まちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	SDGs ターゲット 一般及びその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによることを含め、一人当たりの環境上の悪影響を軽減します。(ターゲット11.6)
	本計画との 関連性 一般及び産業廃棄物の適正処理を実践し、安全で持続可能なまちづくりに貢献します。

12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費生産形態を確保する
	SDGs ターゲット 一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとともに、製品ライフサイクルを通じ、適正な廃棄物の管理を実現し、廃棄物の放出を大幅に削減します。(ターゲット12.3、12.4)
	本計画との 関連性 食品ロスを削減するとともに、ごみを適正に処理し、製品ライフサイクルを意識したごみの削減を目指します。

14 海の豊かさを 守ろう 	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	SDGs ターゲット 海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減します。(ターゲット14.1)
	本計画との 関連性 プラスチックごみの削減に取り組み、海洋流出・汚染や、水生生物等の自然界での悪影響を低減します。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅱ-① ごみの減量化の推進

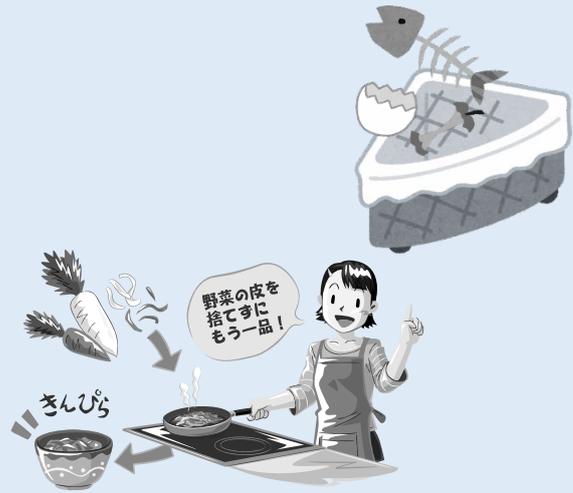
●行政の取組

- ・「もったいない！」運動を推進します。
- ・ごみ減量に関する情報を発信します。
- ・食品ロス削減の啓発を行います。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及を行います。
- ・生ごみ処理方法の普及・啓発活動を行います。
- ・学校でごみ問題を啓発します。
- ・グリーン購入を励行します。



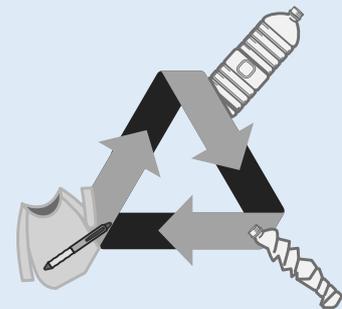
●市民の取組

- ・「もったいない！」運動に取り組みます。
- ・廃棄までを考慮して製品を購入します。
- ・不要な物を買わないといったリフューズ、リデュースを推進します。
- ・食品ロスの削減を意識し、食材を無駄なく使い、残さず食べます。
- ・生ごみの水切りや、かさ増し防止のための圧縮など、ごみ排出時の工夫に努めます。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の設置による生ごみの減量と活用に努めます。



●事業者の取組

- ・製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を行います。
- ・食品ロス削減を励行し、ごみの減量化を推進します。
- ・リフューズ・リデュースによるごみの排出削減をします。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・環境負荷の小さな製造工程・部材による製品を優先的に調達します。(グリーン調達)



●行政の取組

- ・ごみの分別の種類や収集方法の見直しを行います。
- ・事業者へごみの適正処理方法を指導・啓発します。
- ・「東松山市ごみ処理基本計画」に基づき、資源循環の取組を推進します。
- ・学校・自治会などで行われる資源回収を推進し、リサイクルに関する意識を啓発します。



●市民の取組

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・物を手放すときは、バザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどに出品して、リユースを心がけます。
- ・リサイクル品やリユース品の購入に努めます。
- ・クリーンリーダー制度を継続します。
- ・修理、修繕などにより物を大切に使用して、新たな購入を控えます。



●事業者の取組

- ・事業所でのごみの分別の徹底及び適正な処分方法を遵守します。
- ・グリーン購入やリサイクル品の購入に努めます。
- ・リユース品として活用可能か検討し、廃棄する物は適正に処分します。
- ・紙資源の有効活用（ペーパーレス化や両面印刷、裏紙の使用等）をします。



基本施策Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

●行政の取組

- ・プラスチックごみ削減に関する啓発を行います。
- ・公共施設におけるプラスチックごみの発生を抑制します。
- ・ごみゼロ運動による、プラスチックごみの回収を行います。
- ・プラスチックごみ適正処理を継続します。



●市民の取組

- ・マイバッグやマイボトルなどの活用による、ワンウェイプラスチックの使用の削減に努めます。
- ・詰め替え製品などの、包装が簡易でなるべくプラスチックごみが出ない物を積極的に選びます。



●事業者の取組

- ・製品包装の際は、簡易包装を推進し、プラスチックごみを削減します。
- ・プラスチックごみの削減に向けた自社の製品の開発と製造に努めます。



(5) 市民プロジェクトの取組

- 食品ロス削減プロジェクト
 - ・エコクッキングの実施（リデュースの推進）
- 消費行動見直し啓発プロジェクト
 - ・消費行動を見直し、不要な物を買わない選択を促す（リフューズの推進）
- 物を大切に使うプロジェクト
 - ・バザーやフリーマーケット等の開催（リユースの推進）
 - ・まだ使える物の修理活動及び啓発活動（リペアの推進）
 - ・資源回収の実施（リサイクルの推進）
- プラスチックごみ削減プロジェクト
 - ・マイバッグやマイボトル活用の普及啓発活動

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。

環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち

市内に残る里山、水辺など豊かな地域の生態系を保全するとともに、市民が親しめる自然を保全・創出し、共生を図ります。また、自然とふれあう機会を増やし、自然の恵みを楽しむ大切さに関する意識を醸成します。

(1) 現状と課題

○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

市内の森林面積は5年に1度計測しており、2011年度以降減少傾向にあります。

一度失われた自然環境を元の姿に戻すには、多くのコストと時間を要します。このため、今残っている貴重な自然環境の保全をすることが大切です。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
市内の森林面積(ha)	459	457	457	457	439

○市民アンケート結果

イベントへの参加者はあまり多くありませんが、普段の生活で身近な自然にふれあっている市民が約7割いました。イベントの参加者数を増やし、環境保全に向けた市民意識の啓発が望まれます。

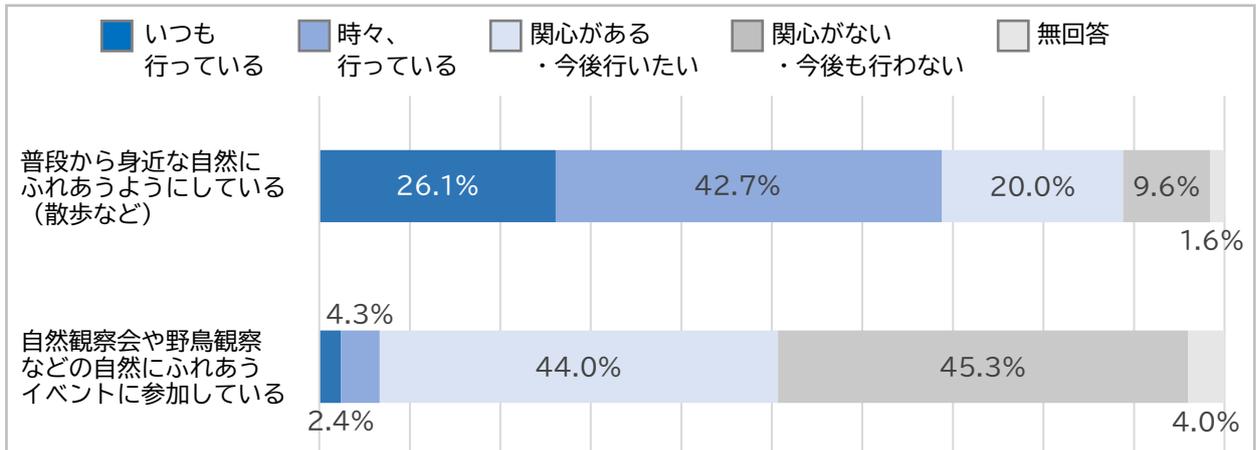


図23 環境に配慮した行動の取組（自然共生関連項目抜粋）

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全
	Ⅲ－② 地域ぐるみの水辺環境の保全
	Ⅲ－③ 豊かなみどりや農地の保全

Ⅲ－①身近な生物多様性の理解と保全

市内の豊かな自然を守り、そこに生息する多様な生き物とそれらの生態系ネットワークを保全します。生物多様性の理解を深め、その保全に取り組める方法や人材を育成します。

- ◇ 生物多様性の理解促進
- ◇ 生物多様性の保全活動推進
- ◇ 在来生物・貴重な動植物の生息確認と保全活動
- ◇ 外来生物に対する理解促進と防除の継続
- ◇ 地域の生態系の現状把握と自然再生の促進
- ◇ 開発の際の生物多様性の考慮

Ⅲ－②地域ぐるみの水辺環境の保全

市内に分布する河川、池、沼、谷津、水田などの水辺環境について、地域ぐるみで保全活動を継続・拡大し、愛着のある水辺環境につなげます。

- ◇ 水質汚濁の防止
- ◇ 水辺環境の美化促進
- ◇ 身近な水辺環境への理解と親しみの促進
- ◇ 湧水とその周辺環境の保全
- ◇ 市内の河川水質などのモニタリングの継続

Ⅲ－③豊かなみどりや農地の保全

市民に身近なみどりを保全し、生活の中にみどりを感じる機会を増やしていくとともに、市内に広く分布する農地の保全と有効活用を推進します。

- ◇ みどりの維持と保全
- ◇ 耕作放棄地対策
- ◇ 環境に配慮した農地の保全
- ◇ 平地林、里山の保全活動の推進
- ◇ 森林伐採を伴う環境へ影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

(3) SDGsとの関連性

3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
SDGs ターゲット	有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)
本計画との 関連性	水質及び土壌の汚染を防止し、水辺環境及びみどりを保全します。

6 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
SDGs ターゲット	水に関連する生態系の保護・回復を行うとともに、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。(ターゲット6.6、6.b)
本計画との 関連性	水質汚濁防止の取組を継続するとともに、水辺環境の保全に関する地域コミュニティを活性化することで、水域及び水辺に生息生育する生き物を保全します。

11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
SDGs ターゲット	地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援し、包摂的かつ持続可能な都市化を促進します。(ターゲット11.3、11.a)
本計画との 関連性	水辺、樹林などの自然環境の保全に配慮した都市部の生活様式を推進するとともに、農地の保全と持続可能な利用を推進します。

15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
SDGs ターゲット	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、外来生物の侵入を防止するとともに、持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図ります。(ターゲット15.5、15.c)
本計画との 関連性	市内に残る樹林や山林、それらの多面的機能を保全することで、池沼や河川などの水辺環境と内陸淡水生態系の保全に寄与します。また、外来生物の防除について啓発を進めることにより、在来生物、希少生物の保全を図ります。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全

●行政の取組

- ・ 生物多様性の理解促進に向けた啓発を行います。
- ・ 市民が自然に親しみやすい環境を創出します。
- ・ 重要な生き物の生息場所についての調査・把握を行います。
- ・ 地域の生態系保全を推進します。
- ・ 外来生物対策に向けた啓発を行います。
- ・ 外来生物防除を継続します。



●市民の取組

- ・ イベント等を通して生物多様性保全に対する理解を深めます。
- ・ 在来生物の生息生育環境の保全に努めます。
- ・ 希少な動植物に対する理解を深めます。
- ・ 輸入動物の適正な飼育に努めます。
- ・ 外来生物防除に向けた理解を深めます。



●事業者の取組

- ・ 事業活動の際は、生物多様性の保全へ配慮します。
- ・ 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援します。
- ・ 土地開発の際は、生物多様性の保全へ配慮します。



基本施策Ⅲ－②

地域ぐるみの水辺環境の保全

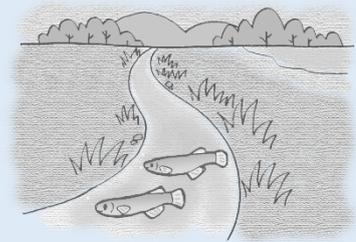
●行政の取組

- ・親水空間の整備・保全を進めます。
- ・河川水質などのモニタリングを継続します。
- ・市内に残るため池などの水辺環境の保全を進めます。
- ・湧水とその周辺環境を保全します。
- ・水辺環境の調査を進めます。
- ・ホタルの里づくりを継続します。



●市民の取組

- ・家庭から排出される排水について、排水量の削減と環境負荷の少ない排出に努めます。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・身近な河川、ため池などの池、沼、谷津、水田の生物多様性に関心を持ち、その保全の取組に積極的に参加します。
- ・身近な水辺環境保全へ積極的に参加します。
- ・ホタルの里づくりや野外体験学習へ参加します。
- ・湧水とその周辺環境の保全に努めます。
- ・環境に優しい（生分解性の高い）洗剤を積極的に選びます。



●事業者の取組

- ・法令に基づく適正な排水水質を遵守します。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・地域に適した水辺環境の保全に努めます。



●行政の取組

- ・「東松山市みどりの基本計画」の推進に向けた庁内連携と協働の調整を行います。
- ・「東松山市農業振興ビジョン」を推進します。
- ・土地開発の際は、適切な緑化の指導を行います。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を抑制します。



●市民の取組

- ・公園などを活用して、みどりに親しむ時間を増やします。
- ・緑地等のみどりの維持管理活動へ積極的に参加します。
- ・家庭菜園やビオトープ、生け垣設置などによる、親しみあるみどりを創出します。
- ・市民農園に参加し、農業への理解と食育の推進に努めます。
- ・市内に残る樹林の維持管理へ協力します。



●事業者の取組

- ・事業所内の緑地などのみどりの管理を適切に実施します。
- ・土地開発の際は、地域に適した植栽に努めます。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。



(5) 市民プロジェクトの取組

- ホタルの里づくりプロジェクト
- ため池、清水・湧水に関するプロジェクト
- 外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト
- 自然豊かな川づくりプロジェクト
- 里山保全プロジェクト

(6) 成果指標

ホタルの生息確認箇所数を維持する

12箇所
(2019年度)



13箇所
(2030年度)

アライグマ年間捕獲頭数を増やす

498頭
(2019年度)



600頭
(2030年度)

河川水質の環境基準(BOD)達成率を増やす

68.8%
(2019年度)



75.0%
(2030年度)

市内の森林面積を維持する

439ha
(2019年度)



439ha
(2030年度)

本市の自然環境について「よい」と思う人の割合を増やす(市民意識調査※)

62.6%
(2018年度)



73.0%
(2030年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2018年度となります。

環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

市民の日常生活における環境配慮行動を促し、持続可能な地域社会を構築するとともに、騒音・振動・悪臭等による公害や不法投棄の防止、まち美化の推進により生活環境を保全し、暮らしやすいまちへの整備を進めます。

(1) 現状と課題

○市民アンケート結果

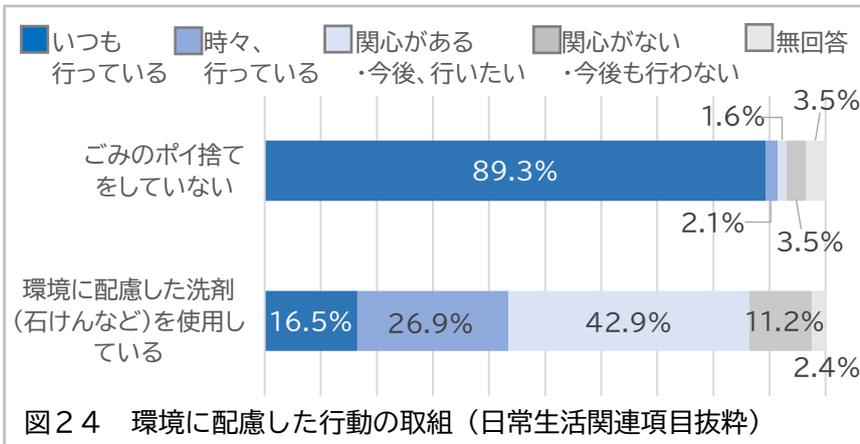


図24 環境に配慮した行動の取組（日常生活関連項目抜粋）

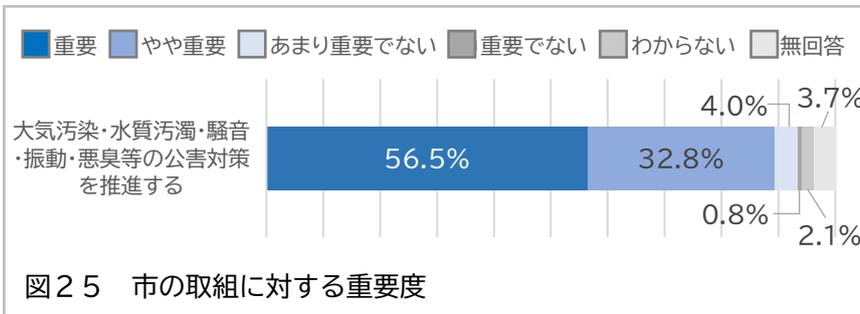


図25 市の取組に対する重要度

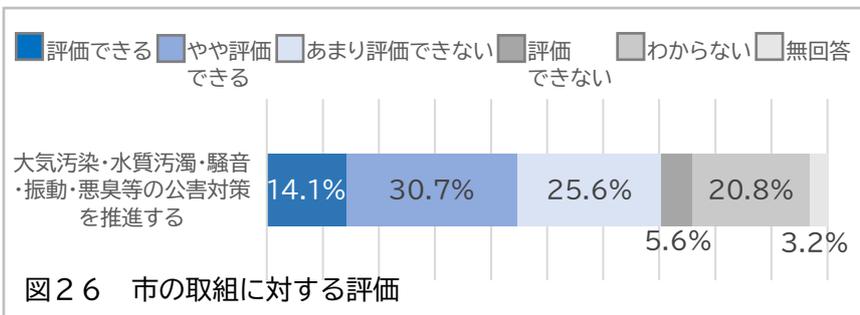


図26 市の取組に対する評価

市民アンケートにおいて、ごみのポイ捨てをしていないと回答した人の割合は 89.3%、環境に配慮した洗剤（石けんなど）を使用している人の割合は 43.4%でした。

まちの美化の継続と環境に配慮した生活の啓発が望まれます。

市民アンケートの結果では、公害対策を推進する市の取組に「重要」、「やや重要」と答えた人の割合は合わせて 89.3%でした。

一方で、市の取組に対して「評価できる」、「やや評価できる」と答えた人の割合は、合わせて 44.8%と、半数を下回っており、公害対策の継続とさらなる取組が求められます。

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本施策	IV-① 公害防止と適正指導
	IV-② 不法投棄対策の推進
	IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

IV-① 公害防止と適正指導

適正指導により典型7公害を未然に防ぎ、快適で安心して暮らせる生活環境を整備します。

- ◇ 公害発生防止と法令遵守を指導
- ◇ 変圧器などに含まれるPCB含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分
- ◇ 生活公害に対する苦情への適切な対応
- ◇ 生活公害に対する理解への普及啓発

IV-② 不法投棄対策の推進

関係機関との連携により、不法投棄の監視を継続するとともに、不法投棄されない環境づくりの整備を図ります。

- ◇ 土地の適正管理の啓発
- ◇ 地域ぐるみでの協力体制の構築
- ◇ 不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施
- ◇ 廃棄物処理に関する法令遵守の指導

IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

土地の適切な管理や地域猫活動を進め、そこで暮らす人々が快適に安心して暮らせる環境を作ります。生け垣や色彩への配慮など、良好な景観を保全します。

- ◇ 景観の保全や美化の促進
- ◇ 環境美化重点区域の指定及び違反者への指導
- ◇ 地域猫活動の支援
- ◇ 周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

(3) SDGsとの関連性

3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
SDGs ターゲット	有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)
本計画との 関連性	有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染を防止し、安全で快適な持続可能な生活環境を確保します。

6 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
SDGs ターゲット	有害な化学物質の放出を最小化し、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化します。(ターゲット6.3、6.b)
本計画との 関連性	水質汚濁と不法投棄を防止するとともに、水の再生利用を推進し、安全で快適な地域環境の保持に寄与します。

11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
SDGs ターゲット	安全で容易に利用できる持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するとともに、地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。(ターゲット11.2、11.a)
本計画との 関連性	環境負荷低減の取組を持続させ、安全で持続可能な居住地及び周辺空間を確保します。

12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費生産形態を確保する
SDGs ターゲット	環境上適正な化学物質の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質の自然界への放出を大幅に削減するとともに、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにします。(ターゲット12.4、12.8)
本計画との 関連性	環境保全に配慮したライフスタイルを推進するとともに、化学物質の発生による環境の汚染を防止します。

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策Ⅳ－① 公害防止と適正指導

●行政の取組

- ・騒音・臭気・水質などの環境モニタリングを継続します。
- ・事業者への公害防止に関する指導を実施します。
- ・公害等に対して、迅速かつ適切に対応します。
- ・変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分を行います。



●市民の取組

- ・近所迷惑となるような生活騒音、振動の発生防止に配慮します。
- ・家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深め、有害物質を含む製品の購入をできる限り控えるとともに、適正な廃棄を行います。
- ・公害に対するリスクコミュニケーションについての関心を深めます。



●事業者の取組

- ・法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制します。
- ・騒音・振動・悪臭などの関係法令を遵守します。
- ・地下水のくみ上げに留意します。
- ・変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油の、法令に遵守した適正な処分を行います。
- ・適正な建築物の解体・改修により、アスベスト飛散を防止します。



●行政の取組

- ・土地の所有者及び管理者に対して、不法投棄されない環境づくりへの啓発及び支援を行います。
- ・不法投棄パトロールを実施します。
- ・不法投棄根絶に向けたキャンペーンなどのPR活動を推進します。
- ・廃棄物処理に関して各主体へ法令遵守を指導します。
- ・産業廃棄物、建設副産物（残土処理）の適正処理を指導します。



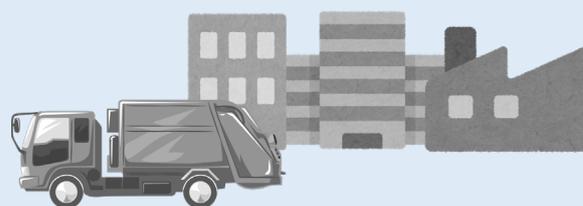
●市民の取組

- ・ポイ捨てや不法投棄をしません。
- ・所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。
- ・不法投棄されない環境づくり及び地域ぐるみでの協力体制を構築します。



●事業者の取組

- ・不法投棄をしません。
- ・法令を遵守する業者へ廃棄物処理を依頼します。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。

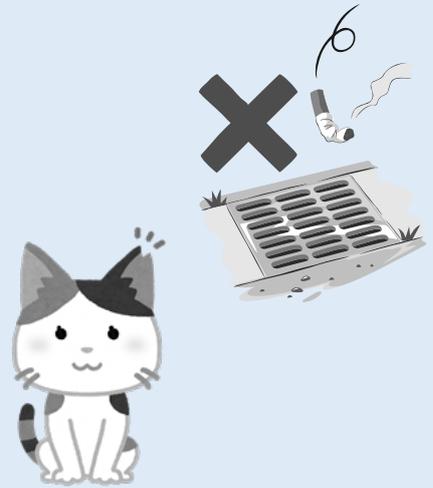


基本施策Ⅳ－③

良好な景観と生活環境の保全

●行政の取組

- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化を推進します。
- ・景観の保全に配慮した公共施設や公共用地の整備を進めます。
- ・環境美化重点区域の指定及び違反者（たばこのポイ捨て等）への指導を行います。
- ・ごみ集積所の清潔保持を啓発します。
- ・土地の所有者及び管理者に対して、適正管理を啓発指導します。
- ・太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、事業者へ適切な指導を行います。
- ・地域猫活動を支援します。



●市民の取組

- ・所有及び管理する土地の適切な維持管理に努めます。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・ごみ集積所の清潔保持に努めます。
- ・屋敷林の保全に努めます。
- ・花いっぱい運動を通して、まちの美化活動に貢献します。
- ・地域猫活動に対する理解を深めます。



●事業者の取組

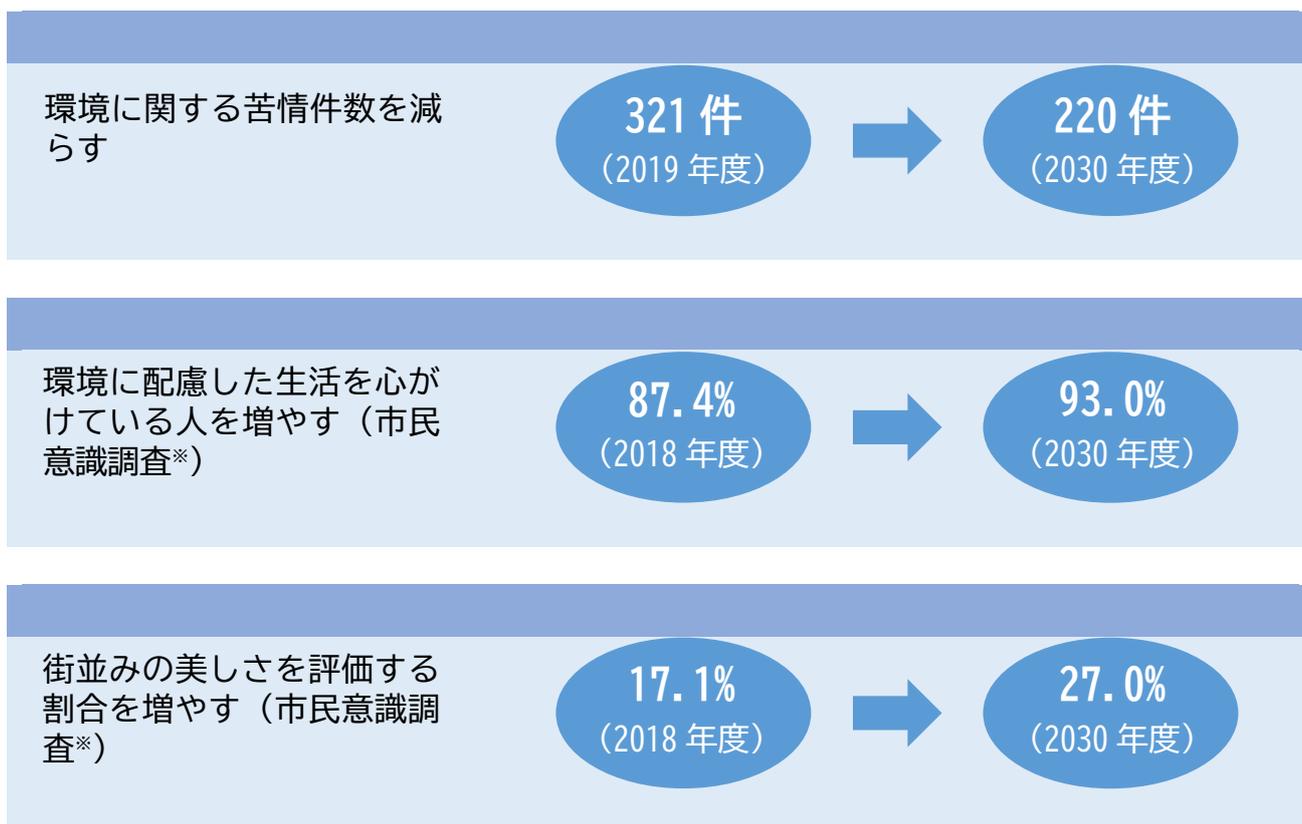
- ・建物の建築の際は、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・条例に基づき、事業所内へ植栽を設置します。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。
- ・地域猫活動に対する理解を深め、支援します。



(5) 市民プロジェクトの取組

- 暮らしやすいまち推進プロジェクト
- 美しい街並み推進プロジェクト
- 動物愛護プロジェクト

(6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2018年度となります。

環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち

環境情報や地域の情報を市内へ広く周知するとともに、市内にとどまらず市外へ情報発信を展開し、環境保全の啓発を促進します。また、市民活動団体や事業者などの各主体による環境保全活動を推進し、市内全体への環境保全意識の醸成を目指します。

(1) 現状と課題

○市民アンケート結果

市民アンケートの結果では、環境に関する情報源の要望としては、「広報紙やパンフレット」という回答が最多でした。次に多かったのは「ホームページや電子メール」でした。環境に関する情報提供を継続しつつ、情報発信の方法として、適宜見直すことが求められます。

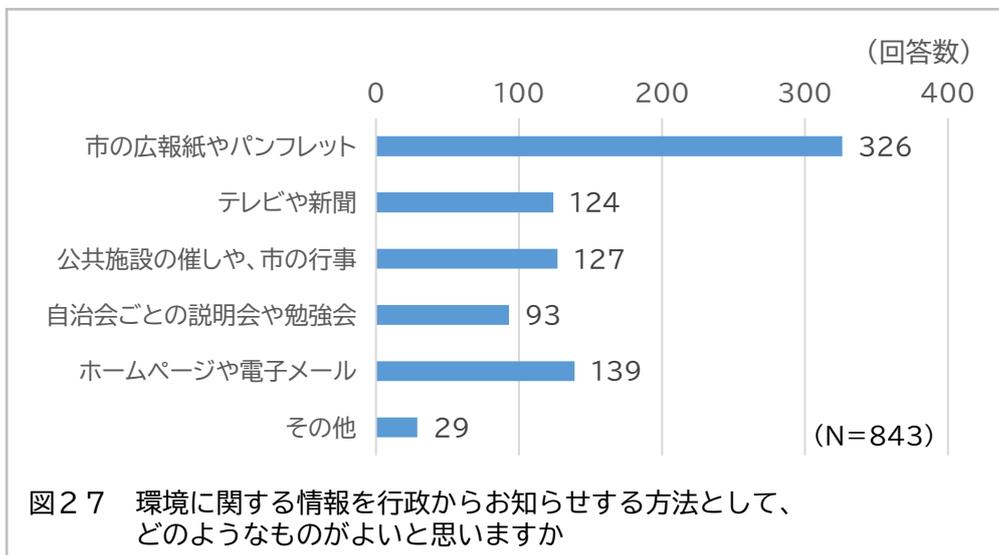


図27 環境に関する情報を行政からお知らせする方法として、どのようなものがよいと思いますか

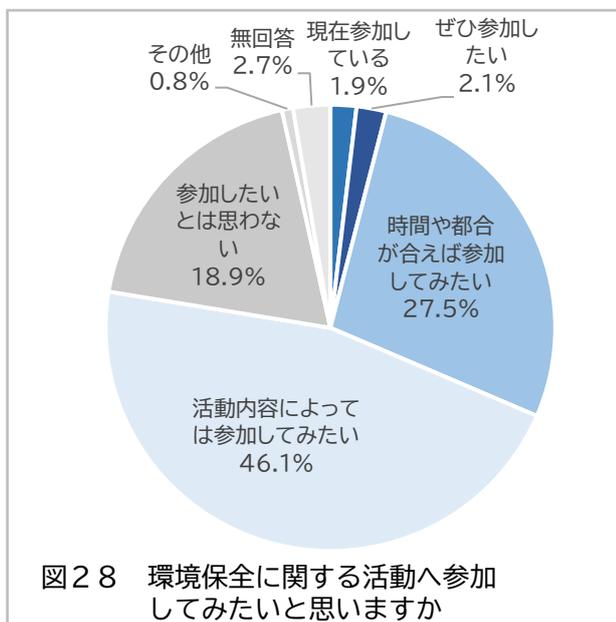


図28 環境保全に関する活動へ参加してみたいと思いますか

環境保全に関する活動へ「現在参加している」と回答した割合は1.9%であり、「ぜひ参加したい」、「時間や都合が合えば参加してみたい」、「活動内容によっては参加してみたい」を合わせると、75%以上でした。

最も多かった回答は「活動内容によっては参加してみたい」であり、次いで「時間や都合が合えば参加してみたい」でした。

環境保全に関する活動への参加意欲が高いため、参加機会の創出が求められます。

(2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	V-① 情報発信の充実
	V-② 環境学習の推進
	V-③ パートナーシップの構築

V-①情報発信の充実

環境に関する情報や地域の情報を見やすくわかりやすい表現で発信します。また、市民が入手しやすいかたちで情報を得られるように、多様な発信方法を工夫します。

- ◇ 多様な広報媒体の活用
- ◇ 地域での情報の共有
- ◇ 環境情報の収集や啓発の推進
- ◇ 事業者・行政による環境情報の積極的な発信

V-②環境学習の推進

子どもたちから高齢者まで、多様化する環境の問題やその解消方法について、市内の教育機関と連携を図り、学ぶ機会を増やします。

- ◇ 市民の積極的な学びと意識の醸成の推進
- ◇ 環境学習がしやすい環境整備と利用促進
- ◇ 環境学習イベントの周知と活動推進
- ◇ 世代間交流による環境学習の推進
- ◇ 市内の環境学習資源の利用促進

V-③パートナーシップの構築

市民団体や事業者が行う環境まちづくり活動の拡大に努め、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりとともに、市や各主体との協働により活動のさらなる発展に取り組みます。

- ◇ 市民団体、事業者、行政による協働の推進
- ◇ 市民団体、事業者による環境保全活動の展開
- ◇ 地域コミュニティ活性化

(3) SDGsとの関連性

<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするとともに、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにします。(ターゲット4.7、4.a)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>あらゆる市民に持続可能な社会やライフスタイルについてやさしく学び、考える機会を提供します。</p>

<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>情報通信技術をはじめとする実現技術の利用を強化するとともに、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させます。(ターゲット17.8、17.18)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>それぞれの主体の経験や資源を生かしつつ、情報共有を図り、効果的なパートナーシップにより協働を進め、持続可能な目標の達成を目指します。</p>

(4) 行政、市民、事業者の取組

基本施策V-① 情報発信の充実

●行政の取組

- ・ 広報紙をはじめ、パンフレット、ホームページ、SNS、動画配信などの多様な広報媒体を用いた情報発信を行います。
- ・ 環境イベントを実施します。
- ・ 環境保全活動を啓発します。
- ・ 環境学習した市民の発信の場を創出します。



●市民の取組

- ・ 広報紙、パンフレット、いんふおメール、ホームページ、SNS、アプリなど、多様な広報媒体を活用し、情報収集します。
- ・ 家族や近隣住民と環境情報を共有します。
- ・ イベント等へ積極的に参加します。
- ・ 市民プロジェクト登録事業団体による活動報告を継続します。



●事業者の取組

- ・ 市から発信される環境や地域の情報収集を行い、環境経営に活用します。
- ・ 従業員に対し環境や地域情報の周知と共有を行います。
- ・ 地域に有用な環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 環境報告書を作成し、広く情報発信に努めます。



基本施策V-②

環境学習の推進

●行政の取組

- ・市民が環境学習をしやすい環境を整備します。
- ・市民が参加しやすく、楽しめる環境学習イベントを開催します。
- ・埼玉県地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザー制度を活用します。
- ・世代間交流による環境学習を推進します。
- ・大学や企業との間で、環境まちづくりに関する相互協力体制を構築します。



●市民の取組

- ・市や事業者からの各種情報や図書館などを利用して、環境に関する学びを積極的に行います。
- ・環境学習イベントや市民プロジェクトへ積極的に参加します。
- ・環境アドバイザー制度を活用します。
- ・市内のウォーキングコースや「まなびのみち」を活用します。



●事業者の取組

- ・協働の取組の一環として、市民に対する環境情報を提供し、事業評価の向上につなげます。
- ・従業員に対する環境学習を奨励し、環境経営に生かすとともに、環境保全活動に協力します。
- ・環境学習イベントや市民活動へ協力・支援します。



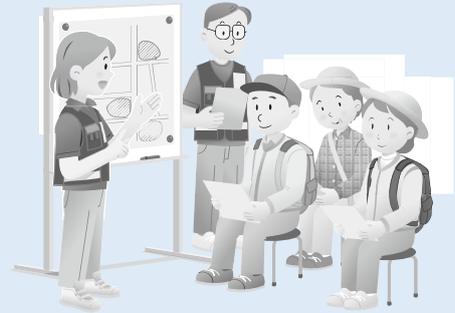
●行政の取組

- ・市民が市民活動や事業者の環境活動に参加しやすい環境を整備します。
- ・市民団体や事業者の環境活動を支援します。
- ・市民団体や事業者との協働のための、情報共有の場を設定します。



●市民の取組

- ・市民団体が実施する環境保全活動へ積極的に参加します。
- ・行政や事業者と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を展開します。
- ・市民として環境行政に関する意見を発言します。
- ・環境基本計画市民推進委員会を中心とした、環境保全活動支援や情報交換などのネットワークを構築します。



●事業者の取組

- ・市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進します。
- ・市内にとどまらず、事業活動上で広域的な環境保全活動を展開します。
- ・従業員に積極的な環境保全活動への参加を奨励します。



(5) 市民プロジェクトの取組

- わがまち情報発信プロジェクト
- 環境学習プロジェクト
- 協働推進プロジェクト
 - ・新たな協働を創出する活動
行政×市民団体、行政×事業者、市民団体×事業者

(6) 成果指標

市民プロジェクト登録事業
数を増やす

20 事業
(2019 年度)



25 事業
(2030 年度)

地域の活動に参加している
市民の割合を増やす（市民
意識調査※）

41.0%
(2018 年度)



51.0%
(2030 年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。

第5章 計画の推進体制・進捗管理

1. 推進体制

本計画の推進は、行政、市民及び事業者の協働によって、市民の環境に対する関心の向上及び環境事業への参加を促します。

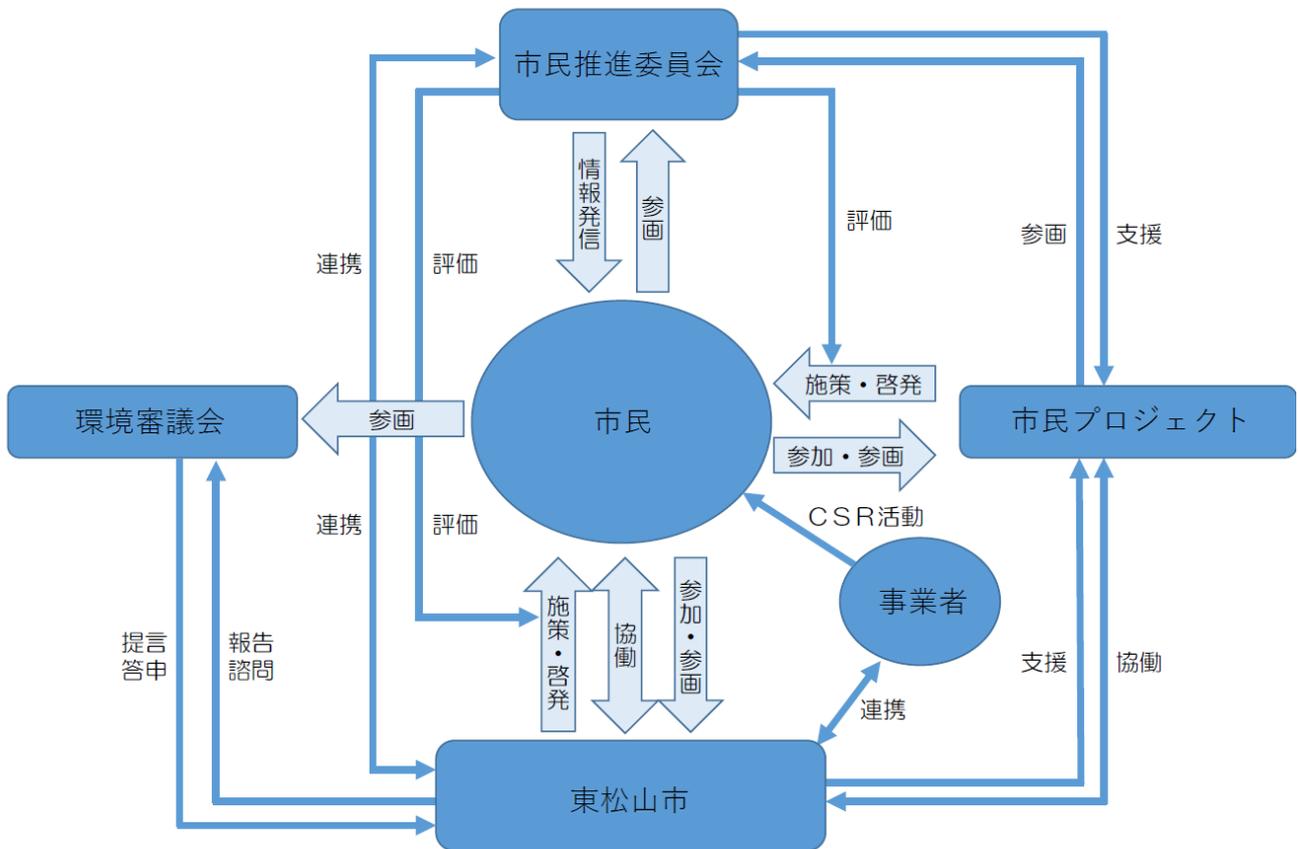


図29 推進体制

① 市民推進委員会

市民プロジェクト推進のためのエンジンとして位置づけ、企画調整や進行管理などの役割を担い、協働を推進します。

② 庁内推進組織

本計画での「庁内ワーキング・グループ」を引き継ぎ、推進組織として市の立場での本計画の進行管理及び施策の円滑な推進を図ります。

2. 進捗管理

本計画は PDCA サイクルに基づき、毎年度作成する「環境年次報告書」などでチェックし、環境保全活動団体等からの意見を踏まえた計画の推進・改善を行います。

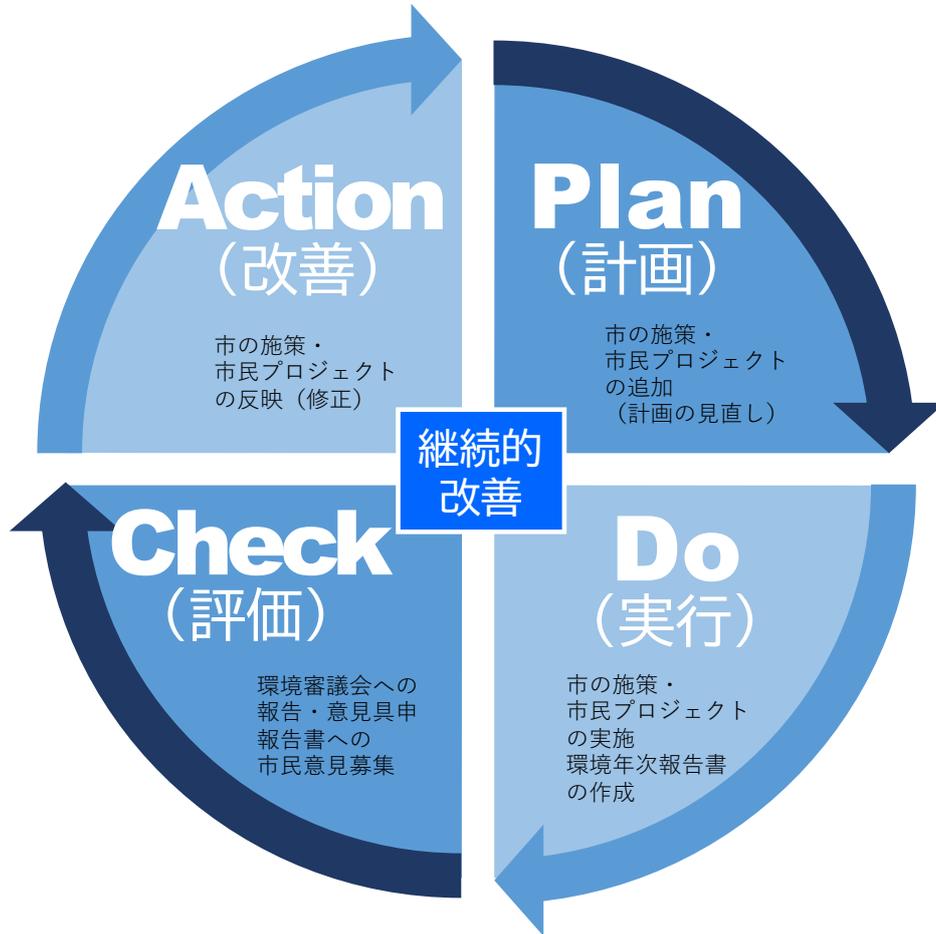


図30 PDCA サイクル

本計画の進行管理及び評価を確実にを行うため、毎年度、本計画の実施状況及び成果、課題を記載した「環境年次報告書」を作成します。

「環境年次報告書」は速やかに公表し、市民、環境審議会のチェックを受け、市の施策・市民プロジェクトの修正、または計画の見直しに反映します。

3. 財源の確保と市民プロジェクトへの支援

本計画に掲げた市の施策の実施に当たっては、各年度の予算において必要な財政支援を検討します。一方、市民プロジェクトの推進については、市民プロジェクトの担い手となるグループ・活動団体による、市の共有財産である生態系や自然環境を保全する事業、及び市民向けの啓発事業に対する財政上の支援を進めます。

資料編

1. 策定経過

2. 東松山市環境審議会

3. 東松山市環境審議会委員

4. 東松山市環境基本計画の推進に関する協定書(策定に関する協定書)

5. 東松山市環境基本計画市民推進委員会委員

6. 環境基本計画策定ワーキング・グループメンバー

7. 用語の解説

1. 策定経過

令和元年 6月16日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第3回運営会議
8月2日	令和元年度第1回環境審議会
10月11日～11月15日	自治会・環境市民団体アンケート調査実施
11月5日～27日	市民・事業者アンケート調査実施
11月17日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第4回運営会議
11月22日～12月13日	小・中学校アンケート調査実施
12月22日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第5回運営会議
令和2年 2月4日	環境基本計画策定ワーキング
2月16日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第6回運営会議
3月12日	令和元年度第2回環境審議会【諮問】
5月13日～21日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第1回運営会議 ※書面開催による意見聴取
5月25日～6月5日	令和2年度第1回環境審議会 ※書面開催による意見聴取
6月21日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第2回運営会議
7月19日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第3回運営会議
8月11日	令和2年度第2回環境審議会
8月23日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第4回運営会議
9月13日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第5回運営会議
10月18日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第6回運営会議
11月6日	令和2年度第3回環境審議会
11月13日～27日	環境基本計画策定ワーキング ※書面開催による意見聴取
11月15日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第7回運営会議
12月13日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第8回運営会議
12月16日～24日	令和2年度第4回環境審議会 ※書面開催による意見聴取
令和3年 1月8日～29日	パブリックコメントの実施
2月15日	令和2年度第5回環境審議会
3月1日	答申
4月1日	公表

2. 東松山市環境審議会

(1) 諮問

東松環発第 0305001 号
令和 2 年 3 月 12 日

東松山市環境審議会
会長 中村 年春 様

東松山市長 森田 光一

第 3 次東松山市環境基本計画の策定について（諮問）

東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、第 3 次東松山市環境基本計画の策定について諮問します。

（諮問の趣旨）

本市では、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例の規定に基づき、平成 11 年に東松山市環境基本計画、平成 23 年には「自然と人が支えあう 『いのち』輝く 笑顔つながるまちづくり」を基本理念として掲げた第 2 次東松山市環境基本計画を策定し、市と市民、事業者の協働により環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

一方、第 2 次環境基本計画策定以降、分野ごとの個別計画が充実してきており、環境施策の推進にあたっては個別計画との関係性に留意する必要性が生じています。また、海洋プラスチック問題や生物多様性に関する危機、地球温暖化が要因とされる気候変動など地球規模で環境問題は深刻化しており、それらへの対応を迫られています。

第 2 次環境基本計画が令和 2 年度に目標年度を迎える中、こうした状況を踏まえ市の環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立ったご意見を伺うものです。

(2) 答申

令和 3 年 3 月 1 日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市環境審議会
会長 中村 年春

第 3 次東松山市環境基本計画の策定について（答申）

令和 2 年 3 月 12 日付け東松環発第 0305001 号をもって諮問のあった第 3 次東松山市環境基本計画の策定について、当審議会において計 6 回にわたり慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

第 3 次東松山市環境基本計画の策定については原案のとおり可決

3. 東松山市環境審議会委員

東松山市環境審議会委員名簿

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

(敬称略)

1号委員（知識経験を有するもの）

中村 年春（会長）	大東文化大学経済学部教授
中井 正則	東京電機大学理工学部教授

2号委員（関係行政機関の職員）

黒澤 史明	東松山農林振興センター所長
平野 宏和	東松山保健所長
大高 智之	東松山県土整備事務所長
斉藤 龍司	東松山環境管理事務所長

3号委員（地域で活動をしているもの）

荻野 紘	東松山市自治会連合会会長
金子 恒雄	東松山自然倶楽部代表
小山 正人	埼玉県生態系保護協会東松山・鳩山・滑川支部長
島野 正子	耳すまネット
高松 治（副会長）	環境基本計画市民推進委員会委員長
田崎 雄三	株式会社豊島製作所、東松山市環境保全連絡協議会会長
中田 幸昌	東松山工業団地工業会事務局長
柳澤 裕	樹木医

4. 東松山市環境基本計画の推進に関する協定書(策定に関する協定書)

東松山市環境基本計画の推進に関する協定書

東松山市（以下「甲」という。）と東松山市環境基本計画市民推進委員会（以下「乙」という。）は、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を定める環境基本計画（以下「計画」という。）を推進するにあたり、協働体制及び役割分担に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本市のかけがえのない環境を未来に手渡していくため、計画の推進及び策定に関して、甲と乙が互いに協力、連携しながら取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めることを目的とする。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことを原則とする。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを原則とする。

（計画の推進に関する協定の所掌範囲）

第3条 計画の推進に関してこの協定書が所掌する範囲は、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第4条に掲げる次の事項に基づく取組とする。

- (1) 緑地、河川、地下水、土壌等からなる自然環境の保全に関すること。
- (2) 野生生物の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) 都市の緑化、水辺等の自然環境の適正な整備に関すること。
- (5) 良好な景観及び歴史的、文化的遺産の保全に関すること。
- (6) 生活環境の保全に関すること。
- (7) 市民等が自主的に行う環境の保全に関する学習及び実践活動を積極的に支援すること。
- (8) 資源の有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に関すること。
- (9) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（計画の策定に関する協定の所掌範囲）

第4条 計画の策定に関してこの協定書が所掌する範囲は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する必要な調査、研究及び活動
- (2) 計画の策定に関する素案の検討

（市民環境会議）

第5条 甲と乙は、市民の意見を反映させるため、市民環境会議を開催することができる。

(調査結果等の報告)

第6条 甲と乙は、計画の策定に関する調査結果等を東松山市環境審議会へ報告するものとする。

(役割分担)

第7条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、それぞれの役割と責任を次のとおり定める。

甲の役割と責任	乙の役割と責任
計画のうち、市の施策の実践に関すること	計画のうち、市民の取組の実践に関すること
広報・PR活動資料等の配布協力に関すること	広報・PR活動資料等の作成に関すること
会議室の利用及び資料等の簡易印刷に関すること	事業計画書の作成に関すること
備品類の無償貸与に関すること	事業収支計画書・決算書の作成に関すること
行政情報の提供に関すること	実績報告書の作成に関すること
計画策定における、市の施策に関すること	計画策定における、市民及び事業者の取組に関すること
市民環境会議の運営に関すること	市民環境会議の企画立案に関すること

(緊急時の対応)

第8条 事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報公開と説明責任)

第9条 甲と乙は、事業の透明性を確保するため、実施状況に関する情報を公開するとともに、説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第10条 甲と乙は、事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、次年度の事業のあり方について真摯に協議するものとする。

(事業計画書)

第11条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(個人情報等知りえた情報の取扱)

第12条 甲及び乙は、事業の実施に当たって個人情報等知りえた情報を第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定書は甲と乙との調印により発効し、必要に応じて発効後5年を超えない期間ごとに見直しを行う。

(協定の解除)

第14条 甲及び乙は、事情により事業を実施することが困難若しくは不相当と判断したときは、又は協定の相手方がこの協定書の内容を履行していないと認められるときは、協定書を解除することができる。

(協議)

第 15 条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

附 則

1 平成 23 年 10 月 9 日に、東松山市と東松山市環境基本計画市民推進委員会との間で締結した「東松山市環境基本計画の推進に関する協定書」は、本協定の締結日をもって廃止する。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲

所在地 東松山市松葉町一丁目 1 番 58 号

名 称 東松山市

代表者 東松山市長 森田 光一

乙

所在地 東松山市松葉町一丁目 1 番 58 号

名 称 東松山市環境基本計画市民推進委員会

代表者 委員長 高松 治

5. 東松山市環境基本計画市民推進委員会委員

(敬称略)

No.	氏名	団体名・個人会員
1	高松 治 (委員長)	個人会員
2	竹間 滋	個人会員
3	丸山 香菜子	4 R アクション実行委員会
4	谷本 真理	未来につなげる美しい街の会
5	江口 慶子	えがおプロジェクト
6	松本 浩一 (副委員長)	NPO法人チーム東松山
7	安東 通和	比企自然学校
8	澤田 則茂	市民の森保全クラブ
9	竹内 寿美子	市の川・車堀の会
10	稲田 滋夫	岩殿満喫クラブ
11	渡辺 仁	比企の川づくり協議会
12	櫻井 行雄	丘陵ホタルを守る会
13	篠田 知道	東武台ほたるを育む会
14	大野 哲彦	全国都市景観 100 選の街を守る会
15	三本 圭二	児沢探検隊
16	星山 利夫	東松山おもちゃの病院
17	利根川 宏	子ども理科教室・東松山
18	上田 桃子	With Smile
19	磯部 正一	東松山げんきマルシェ実行委員会

6. 環境基本計画策定ワーキング・グループメンバー

令和元年度ワーキング・グループメンバー（WG1）

No.	所属	職名	氏名
1	廃棄物対策課	主事	新井俊亮
2	農政課	主査	堀越和行
3	商工観光課	主査	篠澤明史
4	政策推進課	主査	小島孝彦
5	都市計画課	副課長	今井秀典
6	河川課	主査	大久保泰宏
7	地域支援課	副主幹	田島信子
8	学校教育課	主任	高坂直之
9	高齢介護課	主査	飯塚万優子

令和2年度ワーキング・グループメンバー（WG2）

No.	所属	職名	氏名
1	廃棄物対策課	主任	新井俊亮
2	農政課	主査	堀越和行
3	商工観光課	副課長	小島孝彦
4	政策推進課	主査	大塚貴夫
5	都市計画課	主査	野澤美奈
6	河川課	主査	山田浩三
7	地域支援課	副主幹	長谷川宣子
8	学校教育課	主任	高坂直之
9	高齢介護課	主査	飯塚万優子

※所属・職名は当時

7. 用語の解説

あ 行

愛知目標

COP10において採択された戦略計画 2011-2020 の中で、「2050年までに自然と共生する」世界中長期ビジョンを実現するために、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別の短期目標です。

社会における生物多様性がより重視され、生物多様性の保全を促進し、生態系・種・遺伝子の多様性が保護され、生態系から受ける恩恵を拡大することなどが戦略目標として掲げられています。



出典：「環境省生物多様性愛知目標」HP

アジェンダ

行動計画のことを指します。SDGsでは、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」としています。

アスベスト

石綿とも呼び、天然に産出する繊維状鉱物の一部の俗称であり、中皮腫や肺石綿などを発症する原因となります。アスベストは、耐熱性、防音性、耐薬品性などの特性があり、以前は建材などに広く使用されていましたが、現在は、原則製造、使用等を禁止されています。

異常気象

平年から大きくかけ離れた天候を指します。気象庁の定義では、原則としてある場所（地域）、ある時期（週、月、季節）において30年に1回以下で発生する気象現象としています。一般には、数時間の激しい大雨や暴風等や、数ヶ月も続く干ばつ、極端な冷夏や暖冬も含まれます。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指します。一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業所などから排出される事業系一般廃棄物が含まれます。

遺伝資源

農産物や園芸植物ではたびたび交雑や人為的に突然変異を起こさせて品種改良を行います。こうした生き物の潜在的な価値を持つ遺伝の機能を有効に利用した素材等を指します。

エコ住宅

創エネルギー、省エネルギー、蓄電池の活用や長期優良住宅など、環境にやさしく、ランニングコストも抑えられる工夫をされた住宅のことです。

エコチューニング

建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことを指します。

エコドライブ

運転の工夫により、燃費の向上、環境負荷の軽減、安全性の向上を図ることです。ゆっくり発進・加速する、車間距離を十分にとり、急な加速・減速を減らす、不要な荷物を下ろすなどの多くの工夫があります。

エネルギーミックス

電源構成のこと。多様なエネルギー資源があることから、安全性、安定性、経済性、環境性の観点から、構成を最適化することが求められています。

エンパワーメント

SDGs上では「権限を与える」、「能力開花・成長を助ける」といった意味合いで使われています。

汚水処理人口普及率

下水処理人口、合併処理浄化槽処理人口を足した数を行政人口で除した数値を指します。人口のうち、前述の処理方法で汚水処理が行われている割合を示します。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの気体のことで、適切な濃度では地球の温度を保つ効果がありますが、産業革命以降の大気中濃度の増加により、地球温暖化をもたらす様々な悪影響を引き起こすことが危惧されています。

か行

カーボンニュートラル

脱炭素社会を目指すための考え方の一つで、生産活動や事業活動などの人間の活動で排出する二酸化炭素の量と、植物などが吸収する二酸化炭素の量が同じであることです。実質的な二酸化炭素排出量ゼロを指します。炭素中立とも呼ばれています。

海洋プラスチック問題

海洋に流出したプラスチックごみを生き物が飲み込むことによる摂食影響や、マイクロプラスチックによる生態影響が懸念されています。プラスチックは、環境中では分解されるのに非常に時間を要するため、微生物によって最終的に二酸化炭素と水に分解される生分解性プラスチックといった環境に配慮された製品の開発も進んでいます。

外来生物

人為的に他の分布域から入ってきた種で、移入先で生存し、繁殖するものを指します。本計画では主に外国からきた生き物を指します。

外来生物防除

外来生物の分布が広がるのを防いだり、すでに定着している外来生物を取り除いたりすることや、被害防止措置を実施することです。

環境アドバイザー制度

埼玉県で登録し、紹介している、豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う人を派遣する制度です。

環境審議会

「環境基本法」第44条の規定に基づき、設置しています。主な役割は市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議することです。

環境年次報告書

本市の環境の状況や環境基本計画に基づいて実施された施策の状況等について取りまとめ、広く公表するために、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第11条に基づいて毎年度作成するものです。

環境美化重点区域

「東松山のまちをみんなで美しくする条例」に基づき、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域を市長が指定します。現在、東松山駅・高坂駅周辺が環境美化重点区域として指定されています。重点区域内では、空き缶等のポイ捨て及び路上喫煙(たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つこと)は禁止されています。これらの行為を行うと、過料の処分対象となる場合があります。

環境報告書

企業の環境問題への取組や、事業活動に伴って発生した環境負荷などについて、投資家、消費者、地域住民などに対して公表する報告書です。

環境モニタリング

一定の場所で、大気、水質、臭気、騒音などの環境測定を行い、結果を評価し、環境状況について監視することを指します。

キエーロ

神奈川県葉山町発祥の自己処理方式の生ごみ処理容器(箱)です。土の中にいる微生物の働きにより生ごみを分解します。生ごみの排出抑制につながります。

気候変動

数十年間という期間における大気の平均状態となる気候が移り変わることです。近年問題になっているのは人為的な要因による地球温暖化などの気候変動です。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効しました。温室効果ガスの排出・吸収の目録の作成と定期的更新、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

緊急事態宣言

感染症等の影響を軽減するために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府より発出される宣言です。期間と区域が指定されます。

グローバル・パートナーシップ

世界の平和や環境問題などの課題に対して、地球規模で協力関係をもって取り組むことです。

クリーンアップ作戦

比企地域を流れる市野川では、地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、「より良い川づくり・地域づくり」を目指して、地域住民、団体、企業、行政の協働により、2004年度から河川清掃を行っています。

グリーン購入・グリーン調達

グリーン購入とは、環境省により定められた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、循環型社会の形成のために、環境負荷低減に資する製品・サービスを購入することを指します。

グリーン調達とは、納入先企業が、環境負荷の少ない製品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを指し、納入先企業の環境配慮の取組方針や事業戦略に沿って実施されます。調達時より環境に配慮した部品や製品を選択することにより、製品のライフサイクル全体を視野に入れて環境負荷の低減を図る効果があります。グリーン購入とは異なり、法律に定められたものではありませんが、世界的な環境保全に関する規制に対応するために行政、企業が自主的に取り組んでいます。

クリーンリーダー

家庭ごみの減量化や地域の環境美化を目的として市から委嘱された人を指します。クリーンステーションの調査点検やごみ分別の指導及び啓発活動に取り組んでいます。

ゲリラ豪雨

狭い範囲で突発的に降る豪雨を指します。予測が難しいため、ゲリラ豪雨と呼ばれています。

国連持続可能な開発サミット

2015年の9月25日～27日にニューヨーク国連本部において開かれたサミットの事です。150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

COP3、COP21（コップスリー、コップニジュウイチ）

COP3は1997年12月に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議の事です。先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択されました。京都議定書の対象期間は2008年～2020年となっており、その後、2015年11月及び12月にパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の新たな法的枠組みとなるパリ協定が採択されました。

ごみゼロ運動

本市においては、地域の道路や公園などでごみの清掃を自治会や各種団体の協力により実施する運動です。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーを指します。

在来生物

もともとその地域に生息していた生物種の個体及び集団を指します。

里山

本計画では、人の生活に結びついた山林を指します。古くから薪炭林や山菜の採取場所として利用されてきました。広義では、その山林に隣接する農地や集落、河川も含めて指すこともあります。

サプライチェーン

製造業において、原料調達、製造、在庫管理、物流、販売などの供給の流れを示したものです。

3 R (サンアール、スリーアール)

ごみの発生抑制のために心がけることを、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの頭文字「R」を用いて表します。リデュースは、余分な物の購入を抑制するなど、廃棄物のもとになる物の発生の抑制、リユースは使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること、リサイクルは廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。リデュース、リユース、リサイクルの順に取り組むことが有効と考えられています。

リデュースの中に、リフューズ (Refuse: 断ること) を入れる考え方もあり、買い物の際にレジ袋を断る、マイ箸を持参して割り箸を断るなどの実践も増えています。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとって、「4R」、リペア (Repair: 修理すること) を加えて、「5R」を推奨することもあります。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、金属くずなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)」により規定された廃棄物を指します。

CSR活動

Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) に基づいた活動のことを指します。企業が事業活動を行うにあたり、従業員、顧客、仕入先、消費者、地域社会、行政等、多様な利害関係者 (ステークホルダー) と関わり、積極的に対話する中で、法令遵守といった当たり前のことから、ボランティア活動、地域貢献活動などに取り組み、社会とともに発展していく活動です。

事業系ごみ

一般には事業活動に伴って発生する廃棄物全てを指します。本計画では、事務所や商店などの事業活動に伴って排出され、クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物を指します。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車と比較して、環境への負荷を低減した自動車です。具体的には、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車を指します。

自然エネルギー

→再生可能エネルギー

市民農園

一般的には、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。本市では市民に貸与する農園のことを指します。東松山市では大谷地区、東平地区、高坂地区に市民ふれあい農園があります。

市民プロジェクト

環境基本計画において、“市民が主体的に考え、実践できること”として、整理した活動です。市の施策と連動し、協働で取り組むことによって、大きな成果を得られると想定される取組です。

食品ロス

賞味期限・消費期限切れや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。飲食店等の事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」があります。

侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものをいいます。

スマートメーター

毎月の検針業務の自動化やHEMS等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計です。電気使用量を短い時間ごとに計測でき、電力使用量を細かく把握できます。

製品ライフサイクル

通常は製品の販売開始後から販売終了までを指しますが、本計画では製品の資源採取から、原料生産、製品生産、流通・消費、廃棄・リサイクルまでを指します。各段階における二酸化炭素排出量や廃棄物の発生量などを考慮して環境負荷の少ない商品を選択する消費行動を行う事が効果的です。

生態系ネットワーク

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことを指します。①生き物の生息に十分な規模の「核となる地域(コアエリア)」、②それを取り巻く「緩衝帯(バッファゾーン)」を適切に配置・保全するとともに、③これらの生物生息・生育空間の「つながり(コリドー)」を確保することで、多様な野生の生き物が生息できる自然生態系が、健全かつ安定的に存続することができます。

生物多様性

地球上の生き物が様々な個性を持っていることとそのつながりを指します。

Z E H (ゼッチ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Net Zero Energy House)の略です。住宅において、断熱性能の向上や、エネルギー効率の高い設備の導入により、室内環境の質を維持しつつ、省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅を指します。

ゼロ・ウェイスト

ごみをはじめ、浪費や無駄、危険などの世の中の「ウェイスト」を限りなく「ゼロ」に近づけることで、将来にわたって、安心・安全なまち、持続可能な地域をつくっていかうとする取組のことです。

創エネルギー

自治体や企業、一般家庭においてエネルギーを創り出すことです。代表的な「創エネ機器」としては、太陽光から電気を創り出す「太陽光発電システム」や、電気化学反応によって環境負荷の少ない燃料から電力や熱エネルギーを創り出す「燃料電池」等が注目されています。

た 行

脱炭素

地球温暖化を防ぐために、産業革命以降、急激に増加している化石燃料由来の二酸化炭素の排出量を、実質ゼロにすることです。→カーボンニュートラル
省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの更なる普及に加え、新たな技術の研究開発の促進等が必要となります。

地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主がいない猫のことです。適切に管理することで、繁殖させず、一代限りの命を全うさせる猫を指します。

地球温暖化防止活動推進員

住民に対し、地球温暖化の現状や対策に関する知識を普及し、温暖化対策の活動を進めるための熱意と見識を有するボランティアで、埼玉県知事が委嘱します。

蓄エネルギー

気象の影響等で、発電量が不安定な再生可能エネルギーなどのエネルギーを蓄え、安定的に利用できるようにすることです。代表的な「蓄エネ機器」としては、「蓄電池」があり、ピーク電力を抑え、電力使用量の平準化などが可能になります。

T N R 活動

野良猫がむやみに繁殖しないよう、Trap (捕獲)、Neuter (不妊手術)、Return (元の場所に戻す) の処置を行い、地域猫として保護する活動です。不妊手術を行った猫は目印に耳の先をカットします。

ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事のことを指します。1999年の第87回国際労働機関総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、国際労働機関の活動の主目標と位置づけられた概念です。

テレワーク

情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をすることです。自宅にいながら会社とはインターネット等で連絡をとり仕事をする在宅勤務や、顧客先や移動中にパソコンやタブレットなどを使用して働くモバイルワークなどがあります。

典型7公害

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭の7つの公害を指します。

電力の小売りの全面自由化

かつては、家庭や商店向けの電気を、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売しており、どの会社から買うか選ぶことはできませんでしたが、2016年4月1日以降、電気の小売業への参入が全面自由化され、全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったことです。

都市生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車や建設機械等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害を指します。

特定外来生物

外来生物のうち、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって指定された種を指します。

トップランナー制度

1998年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正により導入された制度で、家電や自動車等の製品を指定し、その時点で最も消費電力量や燃費水準等が優れた製品を参考に数値基準を定め、製造事業者及び輸入業者に対し、出荷する製品が目標年度までに当該基準を満たすことを求めるものです。

な行

農業の多角経営

農業経営を生産だけでなく、販売や加工、流通といった分野まで広げ、経営の多角化や高付加価値化を図ることを指し、6次産業とも呼ばれています。

は行

バイオマスエネルギー

バイオマスとは、間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など、動植物などから生まれた生物資源の総称をいいます。生物資源を「直接燃焼」や「ガス化」するなどして取り出したエネルギーをバイオマスエネルギーといいます。

花いっぱい運動

花いっぱい運動は、日本スリーデーマーチに参加する日本各地、世界各国・各地域のウォーカーの皆さんを、たくさんの花で歓迎しようと1982年に始まった歴史ある活動です。

現在は、公共花壇をフラワーサポーター等の皆さんに、自治会花壇を花いっぱい推進員を中心とする地域の皆さんに、それぞれ四季折々の花を植えていただいています。

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略号です。水中の有機物が微生物に分解される時に消費される酸素の量を表し、水中の有機物の量の指標となります。BODが高いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいるとする評価項目の一つです。

ピークシフト

電力の消費が特定の時間帯に集中するのを避け、ピーク電力を抑制することです。ピーク電力が大きくなると電力の供給がひっ迫し、新たな発電設備が必要となるため、電力を消費する時間を平準化することが重要です。電力を消費する時間をずらすほか、蓄電池で夜間の電力を貯め、昼間に消費することでピークシフトできます。

PCB含有絶縁油

変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油のうちPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれているものを指します。PCBは熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高い性質から、変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油に使用されていました。しかし、PCBは毒性が極めて強いことから、日本では1972年よりPCBの輸入・使用が禁止されました。その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」により、期限までにすべてのPCB廃棄物を適正に処分することが定められました。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象を指します。アスファルトやコンクリート等による人工的な被覆域において日射による熱の蓄積が多いことや、都市の多様な産業活動や社会活動に伴って排出された熱（人工排熱）が原因とされています。

ビオトープ

広義には生き物の生息空間を指します。学校ビオトープ、園庭ビオトープなどは、学校や園庭に作った生き物の生息空間を指します。

FEMS（フェムス）

工場エネルギー管理システム（Factory Energy Management System）の略です。工場全体のエネルギー消費を削減するため、エネルギーの見える化や、使用量の監視、制御を行うシステムを指します。

プラスチック中間処理

本市ではプラスチックごみを回収した後、選別し、容器包装プラスチックは指定法人に委託してリサイクルしています。その他のプラスチックごみは焼却しています。

ペーパーレス化

文書や情報を紙に印刷して保管する方法から、電子ファイルにしてデータとして保管する方法に切り替えることを指します。紙資源の節約、データ化による利便性の向上などのメリットがあります。

HEMS（ヘムス）

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略です。家庭において、家電や電気設備とつないで電気使用量を見える化し、制御を行い、電気の使用を抑えるシステムを指します。

BEMS（ベムス）

ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略です。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、電気使用量を見える化、各種センサーによる制御装置を組み合わせたもので構成されています。

ホテルの里

ホテルの里として、ホテルの生息環境を継続的に維持していくため、年間を通して地元住民が中心となって保全活動を行っています。市内には、唐子地区の「上唐子ホテルの里」と大岡地区の「新屋敷ホテルの里」があります。

ま 行

マルチベネフィット

一つの取組により、複数の利益が得られることです。SDGsでは、同時に複数の課題の解決につながることを表しています。

猛暑日

最高気温が35度以上の日を指します。気象庁において、2007年以降に使用されています。

や 行

谷津

丘陵地などの谷あい広がる水田と、その周辺の樹林、河川や水路、水源などで構成される空間を指します。構成する環境の多様性により、様々な動植物が生息生育しています。

ら 行

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、市民などの各主体が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることを指します。

レジリエント

一般的には「柔軟性」や「弾力のある」という意味ですが、社会的、心理学的、経済学的など、様々な分野において、適応性を表す意味で使われています。

SDGsでは強靱と訳されますが、高い適応能力を表す言葉として使われています。

第3次東松山市環境基本計画

発行日 2021年4月

発行 東松山市

編集 東松山市環境産業部環境政策課
〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58
電話番号：0493-23-2221



2021年4月